

令和4年3月14日 予算特別委員会 議事録
12時55分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 寺岡 公章

副委員長 藤川 和弘

委員 賀屋 幸治、小中 真樹雄、小田上 尚典、西村 一啓、和田 芳弘、
山崎 年一

副議長 網谷 芳孝

○欠席委員 なし

○寺岡委員長 皆さんこんにちは。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

まず、開会にあたり、市長から御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 予算特別委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

予算特別委員会における質疑のあり方は、議会運営委員会の決定により予算・決算特別委員会質疑要領による委員会運営となりますので、委員及び職員の皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。

効率的で充実した審査とするため、委員会運営について7点ほど確認とお願いをさせていただきます。

まず、1点目、質疑・答弁は予算審査のための委員会であるという本来の趣旨に沿ったものとし、簡潔明瞭に行っていただきたいと思えます。

また、委員の皆様には、前回の予算特別委員会においても再確認させていただいておりますが、事前通告への御協力をお願いしております。円滑な会議運営のため、通告内容に基づいた質疑を行っていただきますようお願いいたします。

なお、通告を提出されておられる委員の質疑から、先に行わせていただきたいと思えますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、2点目、質疑にあたりましては、質疑を予定している予算書など資料タイトルのページと項目を最初に述べてから行っていただきたいと思えます。これによりまして、執行部の方も資料の準備ができてスムーズな答弁ができるかと思えます。

3点目、一般会計の審査の最後に総括質疑を入れております。この時間は、款をまたぐ内容など全般的な質疑を受け付けます。各款の審査の際に各委員の発言機会を確保しておりますので、総括質疑の際に質疑漏れのための質疑がないようお願いいたします。

4点目、数値を含む質疑につきましては、既に執行部から資料の提出をさせていただいております。委員におかれましては、提出していただいた資料などを十分に御活用ください。

また、執行部の方は、質問の内容によっては概数もしくは把握している数値により答弁していただいて差し支えないということにしたいと思います。

5点目、執行部が答弁をされる場合は、挙手をして委員長と呼んでいただき、委員長から指名を受けてください。指名を受けましたら、課名と職名などを名乗ってから答弁をしてください。

6点目、委員におかれましては、質疑がある場合、挙手をして委員長と呼んでいただき、指名を受けて発言をお願いいたします。挙手がない場合は、2回目の質疑、3回目の質疑と進めていきますので、質疑がございましたら素早く挙手をお願いいたします。また、発言をされる際はマイクのスイッチを入れ、マイクを近づけてしっかりと聞き取れるようお願いをいたします。

最後7点目ですが、携帯電話はマナーモードに設定いただきまして、審査中に鳴ることがないように一度御確認をお願いいたします。今、御確認をお願いします。

よろしいですか。

以上、御協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、日程第1、議案第2号令和4年度大竹市一般会計予算を議題といたします。第4款、衛生費の質疑に入ります。

1回目の質疑を行います。

通告をいただいております。通告をしている委員の方から質疑を行ってください。

どなたからやられますか。

小田上委員。

○小田上委員 よろしく申し上げます。

108ページです。ネウボラ関係なんですけども、95ページとまたがる部分があって申し訳ないと思うんですけども、ここで聞かせてください。

前年度予算と比較して需用費のところが大きく減っているその理由と、令和3年度の取り組みとの差、どういうことが変わっていくかというのをまず教えてください。

○寺岡委員長 課長。

○松重保健医療課長 まずは、減額された理由のほうからお答えいたします。

にじいろこども園の開設準備費用として消耗品や備品を購入したため、令和3年度増額しておりました。その分が令和4年度計上しておりませんので、減額となったものです。

そして、令和3年度との取り組みの違いでございますけれども、にじいろこども園の開設によりまして、今まで市役所本庁舎内やサントピア大竹などで実施しておりました、乳幼児健診及び育児教室の会場とする予定にしております。また、総合市民会館で開催しておりました育児相談につきましては、福祉課と保健医療課で連携した事業になるよう、今、準備をしておるところです。利用者のお子さんや保護者の方には、整った環境で御利用いただけるものと考えております。

以上です。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 はい、ありがとうございます。

この需用費が減ったのが、にじいろこども園の備品購入のところが減ったというのが分かりました。

ネウボラのところで言えば、子育て世代包括支援センターがネウボラの機能で、それと対をなす機能が先ほど御紹介があったどんぐりHOUSEになるのかなと。なので、子ども家庭総合支援拠点がどんぐりHOUSEでいいんですかね。それは違うか、教えてください。

じゃあその違いを教えてもらって、ネウボラの窓口って、今、立戸と市役所の2つありますよと。それで、広島県版のネウボラだと各中学校区ごとに窓口をみたいなきかたもしていますが、窓口ワンストップっていう意味では1つになっていいのかな、でも相談窓口がどうなのかなっていうのが、そこを教えてください。

○寺岡委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 子育て支援センターがどんぐりHOUSEですので、そのどんぐりHOUSEの中に子育て支援コーディネーターさんがいらっしゃいますので、一応子育て支援センターの中のコーディネーターと保健医療課にいる母子保健コーディネーターが、共同で一体的になって子育て支援を行うということになっております。

家庭総合支援拠点のほうは福祉課のほうで実施しているという形になろうかと思えます。すみません、その辺は福祉課のほうの回答を得ていただいたらと思えます。

窓口ですけれども、子育て支援センターのほうに子育て支援コーディネーターさんがいらっしゃいますので、通常の子育ての悩み、そちらに来られる子育ての悩みということはそちらで受けていただき、あと、母子保健の関係で特に気になるお子さん、発育とかそういうところで気になるお子さんも拾い上げていただいて、一体的に保健師のほうで支援センターのほうにお伺いして、一緒に相談を受けるというような体制になろうかと思えます。以上です。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 窓口が減ったことに関するこの見解は特にないですか。

○寺岡委員長 部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 窓口が減ったというよりも、どちらの窓口に行っても、例えば保健医療課のほうで福祉の相談があったとしても必ずつなげるという意味合いで、総合的に対応させていただくという意味合いになっておりますので、この窓口は保健だから保健に行きなさいとか、福祉だから福祉に行きなさいではなくて、一応どこに行っても相互につながるような形で連携を取りたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 ごめんなさい、窓口が減ったというのは、ネウボラという仕組みにしたことでワンストップで窓口を1つにして協力していこうという仕組みは分かるんですけど、今まで立戸にも相談に行けていた、小方にもあった、そうか、ごめんなさい。ちょっとごちゃごちゃになってるのか。分かりました。

もうちょっと頭を整理して、2回目以降に回そうかなと思えます。

ただ、ごめんなさい福祉課と連携というところで、すごいネウボラという言葉から、何か閣議決定を最近された子ども家庭庁っていうのができて、何かいろいろ仕組みが変わりますみたいなのがあるんですけど、これで何か大きくやることが変わったりとかするんですか。そこを教えてください。

○寺岡委員長 部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 すみません、子ども家庭庁につきましては、昨年だったと思うんですけどもいろいろ大きく報道されて、導入されるっていうことだった。ただ、仕組みはかなり変わってきた状況でございます、すみません、手元に詳細な情報がないものですから、子ども家庭庁によって大きく変わるとかといった情報が生じれば、また中で検討して御報告させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○寺岡委員長 よろしいですか。

次の質疑される方どうぞ。

小中議員。

○小中委員 この衛生費の項目で5点あるんですけど、一遍に言ったほうがいいんでしょうか。1つ1つ言ったほうがいいんでしょうか。

○寺岡委員長 その組み立ては、委員にお任せします。

○小中委員 そうですか。じゃあもう一遍に言わせていただきます。

○寺岡委員長 マイクちゃんとお願ひします。

○小中委員 まず、99ページの保健衛生総務費で、へき地医療対策事業が前年度約1億3,855万円から今年度約4,941万円と大幅に減少している理由は何かという質問をしていたんですが、前年の予算書を見ると、阿多田診療所への基金積み立てを集中的に行っているみたいなんで、これは、その前年度に再編交付金の動向が不透明なために前年度に集中的に積み立てたため、今年度約4,941万円に減ったという理解でよろしいんでしょうか。

次に、108ページの母子保健費で、約137万円で購入される視覚検査機器は具体的にどんなもので、どこに配備されるかというのを教えてください。

さらに、114ページごみ処理場管理費で、ごみ処理場維持管理事業の委託料が前年度比倍増している理由は何でしょうか。

118ページのし尿処理場整備費の第二貯留槽汚泥除去業務委託料が、前年に比べ4倍近く増えている理由は何かについてお伺いしたいと思います。

120ページ環境対策費で、環境学習事業で前年度は計上されていない講師等謝礼の記載があるが、どのような講演及び講習会が予定されているのか、分かっていたら教えてください。

以上です。

○寺岡委員長 5点あります。へき地医療と母子保健とごみ処理とし尿処理と環境学習、それぞれお願いします。

はい、どうぞ。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 環境整備課課長補佐の小川です。環境学習事業

の講師の件に回答させていただきます。

この報償費に要する事業は、広島県の地球温暖化対策活動促進補助金をもらって実施しています。昨年度は委託料の中に講師等謝礼が入っており、大竹市地域学校協働本部と共同で行ったらんらんカレッジのエコ工作教室の講師謝礼等を、委託料として大竹市地域学校協働本部のほうに支払っております。

昨年度と予算の計上の仕方が違うのは、本年度の実績報告を行った際に県のほうから予算の計上の仕方について指導がありまして、変更いたしました。令和4年度についても同様に地球温暖化対策の学習を予定しておりますが、まだ講師のほうは決まっております。

以上です。

○寺岡委員長 課長。

○井上環境整備課長 私からは、ごみ処理場維持管理事業の委託料の増額のことについてお答えします。

このごみ処理場維持管理事業の委託料が、前年度と比較しまして約5,000万円の増額となっておりますが、これは主に、令和4年度からこれまで直営で行ってきたリサイクルセンターの現業業務を民間委託することによるものでございます。

約5,000万円増額の主な要因といたしましては、民間委託に関するものとして不燃物処理場運転管理業務委託料6,554万8,000円を新規に追加いたしまして、逆に令和3年度予算にありました資源・不燃ごみ分別業務委託料1,245万1,000円、これと資源物分別指導及び分別業務委託料222万円、それと不燃物処理機械運転及び保守点検業務委託料222万6,000円につきましては、これはシルバー人材センターへの委託料でしたが、令和4年度からの民営化によりまして受託業者が引き継ぎますので、削除しております。

これらなどの理由によりまして、トータルで約5,000万円の増額となります。

以上です。

○寺岡委員長 はいどうぞ。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 リサイクルセンター長笹野です。

第二貯留槽汚泥除去業務委託料が前年に比べ4倍近く増えた理由について申し上げます。

新たなし尿前処理施設の整備にあたり、その事業用地にある第二貯留槽を令和4年度末頃から解体する予定となっております。第二貯留槽は現在使用されていませんが、槽内には長年し尿処理施設として稼働していた際の残留汚泥がたまっており、まずはこれを除去しなければなりません。残留汚泥は固液分離した状態となっており、上側には水状の液体の層、その下には泥状の沈降物の層と分かれております。各層の見込み量は、水状の液体の層が400立方メートル、泥状の沈降物の層が475立方メートルとなっております。

令和3年度予算は、このうちの水状の液体の槽について水中ポンプを使用しまして、現在稼働中のし尿前処理施設の第一貯留槽に移送して希釈後、隣接する下水処理場に送水することを念頭に計上したものです。

令和4年度予算につきましては、泥状の沈降物の層を業者委託で業者の処理施設に搬送し、焼却処理することを念頭に計上した予算です。希釈して下水処理場に送水する業務につきましては、仮設の水中ポンプを設置し、現在稼働中のし尿前処理施設で希釈して下水

処理場に送水するため、業者委託で除外することに比べまして相当安価で処理することが可能です。令和4年度予算が令和3年度予算より増加しているのは、この処理方法の違いによるものです。

以上です。

○寺岡委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 へき地医療の関係です。

へき地医療について積み立てたお金でございますけれども、これは阿多田診療所の安定的な運営を行うため、2,400万円を上限に補助金として年間お出ししている部分を基金で賄っているものです。これは令和8年度まででございますけれども、今回積み増した関係で、令和13年度までの運営に充てることが可能となっております。

母子保健費の視覚検査機器、こちらですけれども、通常、目に関する問診やランドルト環による視力検査だけでは弱視を見逃す場合があることから、今回のこの機器によって、近視や遠視・乱視・斜視などそういう疑いのある場合に簡単に操作できて、早期に発見できるという機器になっております。こちらは、毎月行っております3歳児健診や就学時の健診などに使用したいと考えておりますので、本庁のほうに置いて保管・管理をしていく予定にしております。

以上です。

○寺岡委員長 御答弁いただきました。いかがでしょうか。

はい、小中委員。

○小中委員 母子保健費、ごみ処理場管理費、し尿処理場整備費、環境対策費については、先ほどの答弁で結構です。

ただし、へき地医療対策費が大幅に減少している理由について、今の説明じゃちょっと分かりにくかったんですが、結局、阿多田診療所基金積立金というのが去年より大幅に減っているわけですね。だからそれは、結局その理由は何かというのが今の説明でちょっと私にはよく分からないんですけど、もう一度分かりやすいように説明いただければと思います。

○寺岡委員長 課長、どうぞ。

○松重保健医療課長 基金は、積み増すときに国のほうから、防衛省のほうからも再編交付金としていただくということになっております。

基金全体につきましては、すみません。いいですか。

○寺岡委員長 総務部長。

○中村総務部長 先ほど小中議員が言われたように、再編交付金の見通しがつかない状況でございましたので、最終的にどこに再編交付金を充てるかというところで考えまして、へき地医療は確保したいということから、基金のほうに全部積み立てたということでございます。

以上でございます。

○寺岡委員長 まだ通告された方いらっしゃいますが、いかがですか。

西村委員。

○西村委員 衛生費の110ページ、母子保健費の中の不妊治療についてお尋ねをいたします。

保険医療、先進医療の混合診療を利用した場合、市の補助金が得られるのか、また、個人負担になる人がいますかという点と、せっかく国がこういう不妊治療に踏み込んでくれた、特に若い世代で子供を欲しがっとる家庭にとっては朗報なんですけど、この200万円程度の予算でどれぐらいできるんですか。

もれ聞くとところによれば、かなり不妊治療が従来はお金がかかっただけなんですけど、それをこの補助金で交付するということになれば、一人頭どれぐらい枠が使えるのかなということがちょっと気になります。

それともう1つは、相対的には予算額が少ないような感じがしますが、来年からはまたこれが増えるものと期待をしておりますが、その2点について御説明をお願いいたします。

○寺岡委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 保険医療と先進医療の混合診療をした場合に市の補助は受けられるかという御質問でしたけれども、こちらは受けることは可能です。ただし、市のほうの補助は県の制度の上乗せを考えておりますので、県のほうの上乗せをした部分は上限は5万円としておりますので、それを超える部分の治療をされた方は自己負担が発生するということとなります。

○寺岡委員長 主幹。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 保健医療課主幹住田です。

県のほうの事業を確認していきますときに、今、助成を受けている方のおおよそ65%ぐらいの方が先進医療もお受けになっているというような、医療機関の照会結果を踏まえました件数になっております。

以上です。

○寺岡委員長 人数とか、あと、予算額が少ないんじゃないかという指摘もありましたが、その辺はいかがですか。

はい、どうぞ。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 すみません今回、今私どもが県とともに助成しておりました不妊治療というものは保険診療に移行しますので、その部分は今回助成制度の対象には実はありませんので、今から保険診療になる特定不妊治療などと合わせて、先進医療をされた場合についていうところが今度新たな不妊治療の助成制度ということで創設をしましたので、ちょっとその辺がなかなか御説明が行き渡らず申し訳ないんですけども、なので、今までの特定不妊治療を受けていた方は保険診療で3割負担という整理をして、また、それに外れる方々に対して助成をしようというものでございます。

以上です。

○寺岡委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

一応、3割負担の中で治療をされるんですけど、県のほうは5万円を超えた場合は実費という解釈で、はい。

○寺岡委員長 よろしいですか。

そのほか、もう何名かいらっしゃいますが。

山崎委員。

○山崎委員 よろしくお願ひします。

初めに、コロナの第7波が来るんじゃないかというようなことで、専門家の中でも意見があるようでございますので、今までの経過を含めて、新年度どういうふうに対応していくかということを含めてお伺ひしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

現状では、第6波も収まりつつあるというような状況で少し安心感も出てきたわけがありますが、一方でオミクロン株というのは重症化率が低いということで、あまり警戒感が少し薄れておるといふところもあろうかと思ふであります。

そういった中で、マスクの着用とか手指の消毒とか換気などの基本的な感染対策の徹底、これが重要だということで、今まで私たちもやってきました。ところが、保育園や学校、高齢者施設などの感染拡大が収まらないという状況で、特に高齢者に至っては、亡くなられる確率が多いということが報道等でもされております。

私も、実は3回目の接種をいたしました。1回目、2回目ともファイザー社でしたが、3回目がモデルナでして、非常にこのモデルナに変わるということについて不安がありました。恐らくこれは私だけじゃなくて、市民の方、多くの方が不安を持たれたと思うんであります。やっぱりこういったことに対する理解を深めてもらうための説明、これがやっぱり欲しいなという気がいたしました。

こういった不安に対して、不安を解消するためにどういうふうな取り組みをなさってきたのか、また、これからもどういうふうにしてしっかりと理解していただくこととされようとするのか、その辺のところをちょっと伺わせてください。

何といたしましても、接種を受けるにあたっての不安があれば二の足を踏むということが、今回の3回目の接種が少し浸透していないという原因になつとるんかなという気がします。なので、そこらあたり1つお願ひいたします。

○寺岡委員長 まず1点ですが、いかがでしょう。

課長。

○松重保健医療課長 実際、市のほうでもファイザーからモデルナに、3回目がモデルナが半量で分配されるということになりましたので、市のほうも大変苦慮いたしました。集団接種につきましては、こちらはモデルナという判断をいたしましたので、事前に集団接種を受けられている方には意向調査をさせていただきました。個別通知をさせていただく際にも、厚労省のチラシ等、交接種についての理解、不安に対して解消するための記載がしてあるチラシをお配りしたり、あるいは県のほうの相談センターへ御相談いただくということも可能ですので、そういう御案内はさせていただいております。

実際に、接種につきましては3月3日の生活環境委員協議会でもお伝えいたしましたけれども、県平均・全国平均と比べて大竹市のほうは接種率も良い状況でございますので、順調には進んでいると思ひます。

でも、中には二の足を踏んでいらっしゃるという方もおられますでしょうから、ホームページや市広報におきまして接種勧奨のほうを進めて、安心して受けられるような接種勧

奨をしていきたいと思っています。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。大変な苦労があるんだろうと思います。特に、今回のように非常に情報が錯綜した中でのことでありますから。

次に、いわゆる5歳から11歳までの低年齢層の接種についてお伺いしたいんであります。

これは保護者の不安が非常に大きいと思っています。そういった中で、この保護者の不安をどう解決するかということで、先の生活環境委員協議会においてもこの説明はございました。

実は先月だったでしょうか、尾道市の保護者が行政に対して、5歳から11歳の接種に対してしっかりと説明責任をしてくれと、そして、その差別がないよというこの申し入れをされたということが新聞でも報道されました。保護者や子供たちの不安解消、これについてはこの前も説明があったんですが、今まさにこれからといいましょうか、接種の最中といいましょうか、接種に取りかかる時期だと思うんです。

そういった意味で、もう一度子供たちにどういうふうに説明をしていращやるのか、保護者にどういうふうに説明していращやるのか、そのことについてお伺いしたいのと、また、そのことで保護者の皆さんが納得していращやるのかどうか、その辺のところも含めてお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○寺岡委員長 課長。

○松重保健医療課長 5歳から11歳の子供に対する接種でございますけれども、こちらにも既に個人通知はさせていただいておりますけれども、その中に厚労省が作成しておりますチラシのほうを同封してお送りしております。そのチラシの中には、子供さんにも読んでいただけますように安易な言葉でチラシもつくっておりますので、そちらを読みながら、保護者の方と子供さんが納得して打っていただけるようなものも同封しております。

また、ホームページや広報にも相談していただける電話相談、あるいは厚労省のほうの子供に関するQ&A等もつくっておりますので、そういったところを御覧いただけるようにPRをしております。

以上です。

○寺岡委員長 はい、どうぞ。

○山崎委員 ありがとうございます。

一番心配なのが後遺症ということだと思うんですが、そういった中で、接種を進める側として、後遺症についてはどういったものを心配してらっしゃるということをお伺いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○寺岡委員長 何か情報を持っていますか。耳に入っていることがあれば御紹介ください。

はいどうぞ、主幹。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 すみません、個別具体的に後遺症ということの症状がいろいろありますので一概には申し上げられませんが、接種後に副反応を疑う症状を示した方については、専門の医療機関を御紹介するというような、まずはかかりつけに

行かれますけれども、後々必要な場合は、専門医院を紹介するというような体制を広島県でとっております。県内23カ所の医療機関の御協力を得て、医師の判断により専門的な医療機関を紹介するというところになっております。

以上です。

○寺岡委員長 はい、どうぞ。

○山崎委員 治療をどうするかということを知りたいのではなくて、新型コロナのワクチン接種で、こういった後遺症を心配してらっしゃるから接種に結びついていかないのか、あるいは保護者、当事者が心配してらっしゃるのかということを知りたいんです。

よく新聞なんかでは、髪が抜けるとか難聴になるとかそういう話がよくあると思うんですが、そういったことをどの程度認識してらっしゃるのかということを知りたいんです。そういった意味で伺いよろしいんですが、ひとつよろしくお願いします。

○寺岡委員長 課長。

○松重保健医療課長 実際に市民、保護者の方の不安というのを直接にお聞きするという場合は、電話相談等はあるかと思うんですけれども、実際にアンケート等を行ってはおきませんので、こういった接種行動を取るのかというの、それぞれの保護者の方のお考えかと思っております。

1つ大事なところは、これは保護者の方、お子さんも含めて納得していただいて接種することになっておりますので、努力義務も課せられておりませんので、その部分は保護者の方に十分に情報を出して行って、受けたいと思う方は受けていただく、それでもちょっと今はやめておこうという方は、それは保護者の方の意思でございますので、それを尊重してまいりたいと思っております。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 現時点では、予防接種法上の努力義務が適用されていないということのようでございますので、接種についてはあんまり強制はしてないですよということだと思います。

それで、今私がさっきから言ってる後遺症の問題ね、これは今保護者が本当に心配してらっしゃるのは、接種をしたから腫れたとか痛くなったとか熱が出たとか、そのことを心配してらっしゃるんじゃないんだと思う。5年先、15年先に、ひょっとしてそのコロナワクチンの接種をしたことによって弊害が出るかもしれない。そのことが心配なことが、結果として接種につながっていかないということだと思います。

私も2、3人の保護者の方に聞いてみました。やっぱり本当の心配はそこなんです。ただ、テレビでも新聞を見てもそのことは一切触れていない。だけど、本当に保護者が心配するのはそこなんです。やっぱりそういったところから見ると、接種を勧めることが本当に良いか悪いか。以前ヒブワクチンとかいう問題もありましたし、そういったことでの保護者が心配してらっしゃるんだらうと思います。そういったことにおいては、やっぱりきちっとそのところを認識した上でこの問題に取り組んでいく必要があるんだなということを考えましたので、ちょっと伺ってみました。

それで、日本医師会の中川会長は、子供へのマスク着用について非常に否定的というか、あんまり賛成でないというような言い方でありまして、ちょっと心配をされています。特に乳幼児の場合のマスク着用というのは、呼吸障害を起こしたというようなことで心配な部分がということですが、本市の保育所等におけるマスク着用については、どういうふうになっておるのかということが分かりましたらひとつお伺いしたいんですが、分からなければ分からんで結構でございます。

○寺岡委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 マスクについて、公立保育所につきましては保護者の方に通知を出しまして、3歳以上児、年少クラス以上の子供については、可能な範囲でマスクの着用をお願いしております。

以上です。

○寺岡委員長 はい、どうぞ。

○山崎委員 ありがとうございます。資料請求しまして、保育所関係のクラスターの関係、提供いただきましてありがとうございます。

それで、広島県内各市町と大竹市の新型コロナウイルス感染者の比較をしてみました。第6波に突入したと日本医師会が発表した1月初旬頃には、1月27日の時点で人口10万人当たり換算すると大竹市の感染者数は累計で1,904人となって、広島県内で広島市に次いで2番目の高さでした。その後、府中町や海田町の感染者が増加して、2月末の時点では10万人当たり広島市・府中市・海田町に続いて、大竹市は4番目に高いという状況でした。

感染拡大当初の報道では、米軍基地由来の感染だという報道もありましたし、私たちも米軍基地が原因だったんだろうということだと思っておりました。ところが、これ数値で見ますと、岩国市は1月27日の時点で10万人当たりが1,768人で、大竹市より136人、1月27日の時点で少ないんです。10万人当たりね。2月末の時点でも、岩国市が10万人当たり2,289人で大竹市より303人少ないということから見ると、決して岩国基地が原因の全てではなかったんだろう。一定の感染源になったかもしれませんが、この数値から見ると、米軍基地のある岩国市での感染が大竹市ほど10万人当たりでは拡大してないということから見ると、どうもそうではないような気がします。

そういったことで、これからもコロナの対応に追われて感染が広がった状況というのが続くと思います。

○寺岡委員長 一旦。

○山崎委員 はい。

○寺岡委員長 山崎委員、もうちょっと質問をまとめてくださいね。結構時間がかかっているんで。

[発言する者あり]

○寺岡委員長 ちょっと待って。

1回目の質疑がまだ途中でございます。まだ発言されていない方で通告されてる方どうぞ。副委員長。

○藤川委員 お願いいたします。

予算書105ページです。地域不法投棄対策事業についてです。これまで同僚議員が何度か質問されているのを覚えておりますが、今年度不法投棄は減っていますでしょうか。また、カメラに写って検挙した事例はありますでしょうか。

○寺岡委員長 センター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 まず、不法投棄の件数につきましては、過去5年間を見まして横ばい傾向にあります。ただ、冷蔵庫・洗濯機・テレビなどの不法投棄は減少傾向にあるようです。

監視カメラの映像を警察に提供し、不法投棄した人が特定された件数につきましては、令和2年度から遡って、平成28年度の5年間で3件となっております。

以上です。

○寺岡委員長 藤川副委員長。

○藤川委員 はい、ありがとうございます。

減っているとはっきり分からないような答えだったんですが、この事業、成果は出ていますか。

○寺岡委員長 センター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 まず、不法投棄、以前は先ほど申し上げた冷蔵庫・洗濯機・テレビ等が、山間部の道路の崖下とかに投棄されることが多かったのですが、そのようなことが減少傾向にあるようです。

数につきましては、横ばい傾向ですが増加ではないということで、これも成果なのではないかと考えているところです。

以上です。

○寺岡委員長 藤川副委員長。

○藤川委員 はい、ありがとうございます。せっかく事業、これありますんで、減っていくような努力をしていただければと思います。

続いて、予算書114ページ、ごみ処理場維持管理事業です。先ほども話が出ました。ごみ処理場を民間委託しますね。もう決まっていると思いますけども、新規の業務委託状況を教えてください。

○寺岡委員長 環境整備課長。

○井上環境整備課長 令和4年度からリサイクルセンターの現業業務を民間委託いたします。今月頭に入札を行いまして、委託業者、株式会社ISCに決定いたしました。

以上です。

○寺岡委員長 はいどうぞ。

○藤川委員 はい、ありがとうございます。

すみません、株式会社ISC僕はちょっと詳しくないんですが、どちらの業者さんですか。大竹市なんですか。

○寺岡委員長 課長。

○井上環境整備課長 大竹市に営業所がある会社でございます。現在、一般廃棄物の収集運

搬業務委託をその業者にもしております。

以上です。

○寺岡委員長 どうぞ。

○藤川委員 すみません、ありがとうございます。

民間委託事業、期待しておりますのでよろしくお願ひいたします。

ごみ処理場についてももう1件言わせてください。以前も質問させていただいております屋号のついた車で持ち込みができない件、あれはどうなりましたでしょうか。

○寺岡委員長 センター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 屋号、車に会社名が入った車での持ち込みにつきましては、令和2年度まではできなかったんですが、令和3年度から原則できないことといたしまして、これは、個人事業主の方で、事業所名の入った車両を自家用と兼用で使用している場合は御相談くださいという、そういう扱いとさせていただきました。

令和4年度からは、事業所名の入った車両で持ち込まれた場合は、ごみの内容を確認の上、事業系ごみとして扱わせていただく場合がありますという、そういう扱いに変更させていただきました。ただし、市外の事業所名の入った車両で持ち込まれた場合は、そのごみが市外事業所から排出されたと認められる場合は受け入れができません。

以上です。

○寺岡委員長 藤川委員。

○藤川委員 はい、ありがとうございます

ごみのホームページを見させてもらったら、2トン以上のトラックや事業所名の入った車両の持ち込みはできません。ただし、個人事業主のほうで事業所名の入った車両を自家用車と兼用で使用されている場合は御相談ください、先ほども御答弁ありましたとおりでと思いますが、軽トラや乗用車タイプの商用車の屋号がついている車とか詳しく書いてなかったんですね。ちょっとホームページのほうを市民の方に分かりやすく更新していただければと思います。

以上です。

○寺岡委員長 1回目の質疑、通告いただいていた方は御発言いただきました。通告しなかった方で他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 以上で、1回目の質疑を終結いたします。

50分程度たちましたので、換気の休憩を取りたいと思います。

10分程度と宣言しておりますので、13時55分に再開したいと思います。

休憩いたします。

13時45分 休憩

13時54分 再開

○寺岡委員長 それでは、会議を再開いたします。

衛生費の2回目の質疑から再開いたします。

質疑を受け付けます。いかがでしょう。

小田上委員。

○小田上委員 1回目は大変失礼しました。

ちょっとネウボラのことを続けて伺いたいんですけども、窓口が減るじゃないかというところで心配になった、質問した理由が、今ネウボラのチラシで大竹版ネウボラって出ていますよね。それで、今市役所の2階の保健医療課でやっています。それで立戸のどんぐりHOUSEでやっていますと。どんぐりHOUSEがこっちに来ますとなると、何か二つ相談できる場所があったのに、ここら辺一体だけに、相談しに行く人の立地的なところが変わるのかなと思ったんですけど、そうじゃなくて、連携が増えるという方法、増やす方法をとっているということが先ほど紹介いただいたところだと思いますが、チラシってどうなりますか、これ。

ネウボラ全体のこととかネウボラといえばここみたいなのが、僕のイメージだと2階なんですよ。市役所の。ネウボラって書いていますから。ただ、小さい窓口をどこまで考えているのかな、なので今、立戸に行っても恐らく小方のほうにつないでくれる、小方に行っても立戸のほうにつないでくれる、近いところに行けばいいみたいな感じだったと思うんですけど、そういう細かい窓口みたいな構想があるのか、お聞かせください。

○寺岡委員長 部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 すみません、立地のことにつきましては、大竹市の人口レベルの人口の話を出してもいけないんですけども、なかなか確かに窓口がたくさんあったほうがいいという考え方もありますけれども、やっぱりある意味こちらのほう、市役所の敷地内で保健医療課、福祉課それからどんぐりHOUSEの関係を集中してできるということで御理解いただければというふうに思いますので、確かにチャンネルが多ければ多いほどいいというのは理想としては分かるんですけど、そういった形で、ある意味集中しておるといって御理解いただければというふうに思います。

それからネウボラにつきましては、この4月からお越しいただくんですけども、もちろん相談については随時受付しておりますので、ちょっとPRの方法はまだはっきり我々としても十分っていないというのは理解しておりますので、またより効果的な方法、どうすればせつかくこちらの小方に認定こども園が来て、なおかつどんぐりHOUSEが来るわけですから、より有機的に対応はできるというより、効果的なPRの方法を申し訳ないですが今からさらに深めていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 はい、ありがとうございます。

ネウボラで調べると、大竹市の大竹版ネウボラって出るんですね。大竹版ネウボラって広島県版ネウボラとどれぐらい関係があるんだろうって見ると、取り組みに大竹市が載っていないんですね。取り組みをしてる自治体で。なので、取り組みはしてるよねというところがありますし、その広島県のホームページのほうも、ほかの市町がリンク切れになって見れないところがいっぱいあるので、県のホームページのつくりも問題もあるんだろ

うと思いますが、ぱっと見て大竹市がやっていないような感じがあるので、そこはもしアピールできるのであればお伝えいただけたらなと思いました。

また、分からないことは個別で聞かせてください。よろしくお願いします。

あと、もう1つ通告していましたふれあい戸別収集業務委託料のほうです。予算書117ページです。まず、これはふれあい戸別収集、現在、申請件数がどのくらいあるか教えてください。

○寺岡委員長 リサイクルセンター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 これは、現在の利用世帯数ということでよろしいのでしょうか。令和4年2月28日現在で98世帯となっております。

以上です。

○寺岡委員長 はいどうぞ。

○小田上委員 そのうち5つ要件がありますよね、ふれあい戸別収集をするための。5つの要件でいろいろ手帳があること、何級以上とか書いてあるんですけど、その最後の5項目め、その他特別な事情の方って何件くらいありますか。

○寺岡委員長 センター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 すみません、現在の利用世帯数98世帯の方はもう10年とか前から受けられている方もおられますので、どのような理由で開始になったか全ては分からないんですが、今手元にある資料といたしましては、令和3年度の利用決定世帯数21世帯なんですけども、全てこの特別な事情による開始となっております。

以上です。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

全体で98世帯あって21世帯全部は特別な事情ということですよ。令和3年に認めた21世帯は全部特別な事情ということだった。トータル今令和4年の時点では、98世帯ありますよ。ただ、その残りのところは、どの事情かっていうところは個別で把握できないところもあるということですね。

ただ、令和3年度の21世帯を見ても、特別な事情っていうのが結構占めているのかなと思います。これって全部訪問調査を行われているんですか。

○寺岡委員長 センター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 申請を受けまして、調査員が申請者の御自宅を訪問して現況調査をさせていただいております。

○寺岡委員長 はいどうぞ。

○小田上委員 ありがとうございます。

申請して現況調査してということなんですけど、申請するときには現況調査があります。

この今全体で98世帯の現況調査っていうのはされてますか。

○寺岡委員長 センター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 今のところ、申請時の調査以外

はしたというのは私は知っておりません。制度的にも申請時の訪問調査表というのはあるんですけども、継続ケースの調査表とかは見たことがないです。申請時だけではないのかと思われるんですが。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

申請したときにその認められる状態であれば受け付けるということなんですが、以前申請して戸別収集をやってもらっている世帯と、現在の基準というところが必ずしも一致しないんじゃないかなと思うんです。戸別収集をあそこはやってもらっているけど、うちは申請したら駄目だったとかっていうことがあるとよくないのかなと思うんです。

なので、確認じゃないですけど、1回受けれるようになってしまえばもうずっとということなんだろうと思うんですが、これ基準をもうちょっと明確にするとか洗い直しをして、シルバーさんにやってもらうのも予算の関係上、件数も大幅に増やすとかというのはできないと思うので、そのあたりの整理とかってというのは今後検討されたりとかはないですかね。

○寺岡委員長 センター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 実際にふれあい戸別収集でごみの収集に御自宅に伺っているのはシルバー人材センターの方ですので、シルバー人材センターのほうと話をしまして、収集員の方が世帯の状況を見られて、変化があれば報告してもらおうようなことを考えていきたいと思います。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

新たに申し込む人も周りでそういう情報を得たりとか、自治会の方から声、こういうのあるよっていうのだったり使えばいいよっていうので申請することもあると思うんですね。そのときに、あの人はオーケーでこの人は駄目だったとかっていうところがないほうがいいかなと思いますし、現状に変化があって周りの人が手伝って出してくれるようになったとか、そういう地域づくりができていけるのであればそれはもう御の字だと思うので、そのあたりの予算の余力をうまく割いていけるような仕組みをぜひよろしくお願いします。

以上です。

○寺岡委員長 そのほか、通告が残っている委員さんもいらっしゃいますが。

はい、山崎委員。

○山崎委員 先ほどは大変失礼いたしました。

端的に伺いますと、2月の下旬から3月の中旬にかけてどっと増えてきた。このことについてどういうふうに総括していらっしゃるのか、これは大事なことだと思うんです。第7波が来る場合に。

どこが一番感染源だったのか、一番どこで広がったのかと見れば分かるような気がするんですが、そういったところについてどういうふうに考えていらっしゃるのかを伺わせてください。

○寺岡委員長 どう把握しているかっていことでもいいんですか。どう考えているか。

[発言する者あり]

○寺岡委員長 どういうふうを受け止めて、どのようにお考えかというところをお聞かせください。

部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 すみません。感染の源といますか、どこからどうきたかとか先ほどお話もいただいたと思うんですけども、この感染に関する情報につきましては、基本的に個人の情報も含めて廿日市市の保健所のほうで取り扱っております。

私らのほうは、こういった形の何名発生しましたと、大竹市では明日これだけの人数を発表予定ですといった形で情報はいただいておりますけれども、基になる感染源であるとか、そういった形については、申し訳ないんですがちょっと私らのほうでなかなか特定することは難しいと考えております。

ただ、実際に年齢階層についてはお知らせいただいておりますので、それで例えば保育所でありますとか学校でありますとかそういった分に、より注意喚起を促すとかそういった形でやらざるを得ないというのが実態ではないかというふうに思っていますので、なかなか私らのほうで感染の状況について全て把握しているというのは、現実的に難しいということでお理解いただければというふうに思います。

ただ、それが発生したことによっての対応については、各所庁内を含めて対応をお願いしているというのが実態でございます。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 資料を見ますと、コロナウイルス感染症第6波ということで、学校とか保育所とかの資料をいただいております。これなんかを見ると、端的に2月の下旬から3月の中旬にかけて、クラスの閉鎖とか保育園の閉鎖とかいうようなことで非常に件数が増えておるということから見ると、やっぱりこの辺のところをきちっと管理をしないとこの感染は防げないのかなということは私としてはちょっと提言したかったということでもありますので、第7波が来るとすれば、やっぱりこういったことに気をつけていただきたいということをお願いしておきます。

それで、先ほど触れました後遺症の問題です。これは大変なことになるんじゃないかなと思うのが、実は倦怠感や息切れ・息苦しさ・味覚障害・臭覚障害・抜け毛などの症状があるということですが、これが保険診療でということになっているみたいで、要するに、後遺症ではあってもこれはコロナの原因ということですから、第2類ですか。そういうようなことからすると、後遺症であれば当然に私は保険じゃなくて公費で治療すべきだと思っておりますが、これが保険治療になっておるということを伺いました。

それで、ここについても個人負担が生じるということであれば、感染症との関係からいうとちょっとおかしいような気がするんですが、ここについてのお考えはどうでしょうか。お伺いします。

○寺岡委員長 市として答えられることがあればお願いします。

保健医療課長。

○松重保健医療課長 公費で認められて、今のところ新型コロナウイルス感染症の陽性者ということで診断がつかましたら、この方についての治療費については公費で見ております。ただ、後遺症といいますと、接種による後遺症と認定されなければその部分は公費として認められませんので、予防接種法による救済措置、こちらで認定された場合には公費で診療、あるいは後遺症による費用等は公費で賄われるということになるかと思えます。

なかなか後遺症がその予防接種による後遺症である認定というのが国のほうが行っておりますので、その認定がなされないとなかなか難しいものと考えております。ですので、保険診療となりますと通常3割負担ということになるかと思えます。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 私が申し上げたのは予防接種による後遺症じゃなくて、コロナに感染したことによって現れた後遺症についてはコロナは指定感染症ですから、当然それによって起こった後遺症であれば公費で負担すべきではないかということをおっしゃるわけですか。

予防接種による後遺症というもちろんその意味もあっていいんですけども、私がかかることによって重傷者ほどひどいという後遺症、これについて、保険診療じゃなくて公費で負担すべきではないでしょうか。そのことについてどうでしょうか、意見を聞きたいということで聞いておいて、もし私が聞いた範囲では、保険診療で自己負担があるんだということをおっしゃっていますので、もしそうであれば、国に対してやっぱりそういうことはおかしいじゃないかということをおっしゃりたいというのが私の気持ちでございますから、そのことについてお伺いします。

○寺岡委員長 課長。

○松重保健医療課長 すみません。予防接種と感染の後遺症を混同しておりまして、申し訳ございません。

コロナにかかった後の後遺症については、今のところ公費でということはお聞きしておりません。実際にコロナにかかった後の後遺症の判定というのはなかなかこれは難しく、診療されている先生も苦慮されていると思います。その判断といいますか認定が難しいものと考えておりますので、現状、保険診療でしか実施されていないものと考えております。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 そのとおりなんで、ぜひこれはやっぱり公費で負担して治療させていただけるようにしてもらいたいというのが私の思いでございますので、ぜひそういったことの働きかけをしていただけたらと思います。

それから、自宅療養者の個人情報共有していないという問題があります。県のほうには、各自治体からそれぞれに情報提供してほしいという申し入れがあるところもあるということのようですが、大竹市としては情報共有していないということで、要するに自宅療養者がどこにいらっしゃるかわからない状況じゃないかと思うんです。やっぱりそこをきちっと把握できておれば支援ができると思うんですが、どこにいらっしゃるかわからないと支援もできんじゃないですか。

そういった意味でもきちっと情報を把握しながら支援できるようにしてもらわないと、

第7波がきたらまた大変なことになるような気がしますんで、そのことについてぜひ県のほうに情報提供してくれということの中で、自宅療養の方にはしっかり行政として支援していくという方向をしていただきたいということについて、これは私の希望ですけども、担当課としてはどういうふうを考えられますか。そこのところをお伺いしてください。

○寺岡委員長 県に言えるかどうかということですが、どうですか。

課長。

○松重保健医療課長 すみません、ちょっと答えになるかなんですけども、自宅療養者についての支援というのは、実際に個人情報も加味しての支援になってまいります。

現状、今、県のほうがその個人情報を持っております。実際に保健師のほうも保健所派遣ということであちらで調査等を行ってございましたけれども、その場合も県の職員としての委嘱を受けまして勤務するという形を取っておりますので、やはり個人情報自体をなかなか市に降ろしてするとなりますと、ある程度情報のやり取りを厳密に決めて行わないといけないと思っておりますし、実際に待機者に対する支援について県のほうが行う状況になっておりますので、今後、市のほうが行えるのかどうかというところは保健所のほうとも検討しながら調整はしていきたいと思うんですが、現状は県のほうが行うものとなっているものと認識しております。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 それで、厚生労働省が昨年9月に、生活支援のための情報共有は緊急の必要がある場合に当たり、都道府県の個人情報を条例の例外になるという通知を出しております。要するに、厚生労働省はこの情報共有は緊急支援の必要があるんだということで個人情報から外せという通知を出してしまして、広島県のほうも一部の市町から要望があり提供する方向で検討しておるということでもありますから、各自治体が要望すれば情報はくれるだろうと。厚生労働省がそう言っとるわけですし県も出しますよと言っとるわけですから、大竹市が要らんといえば別として、そうでなくて情報をくれと言われれば当然出てくるんだと思いますので、そういったことでのぜひ生活支援をお願いしたい。

それで、もう1つコロナについて小学校休業等対応助成金というのがあります。この助成金はコロナの感染の状況を資料で要求しましたが、保育園とか小学校とかが非常にクラス閉鎖あるいは学級閉鎖で休業が多くなっております。そのことによって、いわゆる子育て世代の保護者が仕事を休まないといけない。仕事を休んで子供を見にやらなければならないけれども、そういったときの補償が出ないんだということで、これは国会でも問題になりましたが、こういった制度についてどういう制度なのかということをもう一度確認したいと思うんですが、よろしく願います。

○寺岡委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 失礼します。

厚生労働省が実施している小学校休業等対応助成金のことだと思いますので、現行の制度について簡単に概要を説明させていただきます。

この制度は、令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、新型コロナウイルス

感染症に感染した子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対して、労働基準法上の有給休暇を除く有給休暇を取得させた事業者に助成金を支援するための制度になっております。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

それで、この制度は企業が申請をしないと対象の人にならないという制度になっておるわけですよ。そういった関係でなかなか企業が申請してくれない、こういった大きな問題があります。やっぱりこういったことを企業に対して指導していく必要があるのではないかと思うんですが、このことについてはぜひ検討していただいて、企業に対してあるいは特に最近、非正規職員の保護者が多くあります。なかなか本人はいろんな事業や仕事を掛け持ちして忙しいって手が回らんという部分もありますんで、しっかりと雇用した側がそういった対応をしてあげるといことで、そういったコロナによる被害者を一人でも少なくしたいという立場に立って、ぜひお願いをしたいということをお願いします。

以上で、2回目を終わります。

○寺岡委員長 その他、2回目の質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 以上で、2回目の質疑を終結します。

3回目の質疑に入ります。

質疑はありますか。

はい、山崎委員。

○山崎委員 すみません、通告をしておりますので99ページ、先ほど小中議員が質疑された診療所の関係で、超音波診断装置とかX線画像診断装置一式となっておりますが、こういったものが今まであったんだと思うんですが、なしにお医者さんが診察できるような状況じゃないと思います。なぜ、老朽化で買い換えるんだということかも分かりませんが、そのところをちょっと教えてください。

○寺岡委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 こちらの2つでございますけれども、平成20年に林先生が来られた当初に阿多田診療所に対して導入いたしました。もう10年以上経過しておりますので、今回新たに更新するというところでございます。

以上です。

○寺岡委員長 はいどうぞ。

○山崎委員 分かりました、ありがとうございます。

それで不妊治療費助成事業、先ほど同僚議員からも質問がありました。これについての保険適用の対象となっておりますのは、不妊の原因に対する治療や検査に限られる。今まではそういう状況だったんですが、今度の治療は自己負担が高額になるケースが多かったもので、不妊治療を受ける人が待ち望んでいた体外受精や顕微授精が対象となるということのようでございます。

そういった中でこの制度、なかなか受けるといっても仕事はいろいろ制約があったりして、職場で環境が非常に恵まれないとできないという部分があります。そういった意味で、不妊治療というのは長期にわたる治療でありますし、企業の理解がないとなかなか進みにくい、この不妊治療をするために転職をしたり、仕事をやめたりという女性がかかりいらっしやる。あるいは男性の場合でもかなりいらっしやるということのようでありまして、ぜひこういったことの改正のためにも、やっぱり企業に対しても働きやすい環境、そういったものを取得できやすい環境というのをつくってもらいたいと思いますので、そういったことについてやっぱり皆さんの職場でもそうだと思うんですが、見やすくいいでしょうか、理解していただけるような環境づくりということを、しっかりこれは民間企業については難しい部分もあろうかと思いますが、指導をしていただけるようお願いをしたいということが思いでございますので、これ1点ちょっとお願いしておきます。

それから、がん治療の不妊治療、助成金が今度出るようになるということのようですが、がんなどの治療前に卵子や精子・受精卵などを凍結しておく、そして、がん治療を受けるという制度があるんだということなんですが、妊孕性温存療法ということのようですが、この制度について理解していらっしやれば教えてください。

○寺岡委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 最近ニュースでその話題はお聞きしましたが、実際に詳細についてはちょっと不勉強でごめんなさい。申し訳ないですけれども、まだ理解はしておりません。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。ぜひこの部分も非常に少子化対策に効果があるんだろうと思います。特になんか患者でありながらお子さんを産み育てていくということの大変な苦労がかかると思いますので、ぜひ安心して治療が受けられるような環境をお願いするためにも、ぜひ御理解と支援をしっかりとお願いしたいということをお願いします。

その他通告をしておりますが、1点だけ伺わせてください。

清掃総務費が給料が前年対比396万5,000円、職員手当が132万5,000円、共済費が122万9,000円増加していますが、この増加額は何が原因なのかということだけ教えてください。

以上です。

○寺岡委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは、人件費に関する御質問にお答えをいたします。

まず、人件費の予算の組み方について説明をさせていただきます。

基本的に1月1日現在の人員配置を基準としまして、次年度当初予算を組みます。4月1日の人事異動を経て、通常11月もしくは12月に給与改定であるとか4月1日以降の人事異動等の変動要因を加味をいたしまして、補正予算で調整するという流れとなっております。

令和4年度当初予算につきましては、令和4年1月1日現在の人員配置によって計上し

ております。したがって、清掃総務費に計上している5名ということで組んでおるといふところでは、前年度、令和3年度の当初予算編成では、令和3年1月1日現在では4名ということでしたので、4名で令和3年度清掃総務費の人員費を組んでおると。したがって、前年度比1名増ということになっておるといふことでございます。

以上です。

○山崎委員 結構です。

○寺岡委員長 3回目の質疑、他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 他に質疑がないようでございます。

では、3回目の質疑を終結いたします。

以上で、第4款、衛生費の質疑を終結いたします。

続いて、第3款、民生費の質疑を行います。

1回目の質疑に入ります。

こちらにも通告をいただいております。通告のある委員の方からお願いします。

小田上委員。

○小田上委員 よろしく申し上げます。

まず、72ページの行旅困窮者等一時保護費です。これ4万3,000円なんで、これは大体平均で多分400円出ているのかなというところで、107人前後ぐらいかなと思うんですけど、この人数と対応の内容を教えてください。

○寺岡委員長 保護係長。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 ただいまの小田上委員からの質問ですけれども、行旅人、こちらの一時保護費の年間の件数、平成29年度以降の数字とさせていただきますが、まず、こういった事業をしているのかということになります。

まず、大竹市から隣の市町への福祉事務所へ行くための切符の代金、もしくはそれに加えて、食事代金というもので支給のほうをさせていただいている事業になります。こちらは、平成29年度が切符のほうで全部で44件、食事代が7件、平成30年度が切符52件、食事代2件、令和元年度が切符30件、食事代4件、令和2年度が切符47件、食事代4件、令和3年度は2月末までの数字になるんですけども、現在で切符が37件、食事代のほうが8件となっております。

ただし、令和3年度なんですけれども、9月末をもってJRのほうで切符の回数券を廃止された関係で、今までは回数券のほうを買ってその回数券のほうでお渡しをしていたんですけども、近隣市町への実費ということで、10月以降は現金でのお渡しという方向に変えております。

以上になります。

○寺岡委員長 はいどうぞ。

○小田上委員 ありがとうございます。

回数券で多分ちょっと安かったのかなと思うんですけど、玖波駅からですね、基本。玖波駅から宮内串戸駅までが多分260円とか240円とかなので、そこプラス食事代も200円

もらえるということなんですけど、これは隣の市町の福祉事務所までという決まりなのか、ほかの市町だと500円って決めているところが結構あるんですけど、そのあたり、近隣市町との対応の差とかっていうところを教えてください。

○寺岡委員長 係長。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 近隣市町への状況ということなんですけども、こちらの行旅人の一時保護のほうは、根拠とする法ではなく条例のほうで定めておりますので、各市町それぞれ対応のほうは異なってきておるのが現状でございます。

大竹市におきましては隣、西側でいきますと岩国市のほうに福祉事務所がありますので、次の岩国市よりもまだ西のほうへ行かれる場合は、また岩国市のほうでお願いします。東のほうへ行かれるということであれば、廿日市市のほうでその先のほうはお願いをしてくださいということで、岩国市と廿日市市ということで定めさせていただいております。

以上になります。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 令和2年度にしましょうか、令和2年度で累計で約50件ぐらいですよ。約50件で400円出たとして2万円ですよ。これは結構倍ぐらい取っているのかなと。この数字だけ見ると、平日って大体250日ぐらいなんで、100人ぐらい来て二日に一回ぐらいこういう方が来られてるのかなと思ってびっくりしたんで聞いたんですけど、そういうわけでもないのかなと思います。

この数って、ほかの市町と比べて多いですか、少ないですか。

○寺岡委員長 係長。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 申し訳ございません。件数に関しまして、ほかの市町と比較している状況や数字がありませんので、申し訳ないですがそちらのほうは分かりかねます。

あと、今まで回数券のほうで支給をしていた部分から現金への切り替えということで、回数券のほうで1回10枚単位で購入ということになって返金が効かないものですので、常に備えておかなければいけないものではありますから、期限が切れたものに関しては廃棄して、また新しく買い直すという状況でした。

ただ、令和3年度以降は現金での支給ということになりますので、必要最低限の現金化ということをしておけば事が足りるということにはなりますので、従来よりは支出のほうは抑えられるのではないかと考えております。

それと、平日が200何日ということで委員がおっしゃられましたけれども、大竹市におきましては、土日とか休日も宿日直のほうでこちらの手続のほうを代行していただいておりますので、夜間とか休日とかであっても対応のほうが可能になっております。

以上です。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 はい、ありがとうございます。

これ使ってくださいっていうアピールするべきなのかどうなのか分からない条例なので、ただ、主体をしっかりとされていて本当にありがたいことだと思います。

次73ページ、生活困窮者自立支援事業なんですけど、これトータルの相談件数が分かれば教えてください。

○寺岡委員長 保護係長。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 今、生活困窮者自立支援事業、こちらのほうが令和3年度分に関しましては3月31日までの事業の期間となっておりますので、ちょっと途中でまだ報告のほうも出ておりませんので、令和2年度までの数字になります。ちょっと申し訳ございません。令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響が見られたのがということですので、令和元年度、令和2年度との比較ということでさせていただこうと思います。

新規相談件数なんですけども、令和元年度が64件、令和2年度のほうが128件、ちょうど倍になっております。ただ、実際のプランというかこちらの自立支援事業というのが、プランを作成させていただいて、そのプランにのっとって支援をしていくという事業になりますので、その相談をさせていただいた方の中でプラン作成というのをしているんですけども、そちらが令和元年度は4件、令和2年度が8件、こちらも倍増しております。

相談内容になりますけれども、こちらのほうが収入生活費というものに関する相談というのがやっぱり断トツで多くて、令和元年度は33件だったんですけども、令和2年度に111件、こちらのほうがかなり増えてきております。ほかにも、家賃やローンの支払い等々の債務整理だったりとか、そういったことに関する相談のほうも全体的に増えてきている状況です。

以上です。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 はい、ありがとうございます。コロナを受けての変化というところ、分かりました。

件数が増えているのは分かるんですけど、さっき聞いた行旅困窮者ってこの中に数字入っていますか。

○寺岡委員長 係長。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 この行旅人のほうは全く別の制度になりまして、生活困窮者自立支援事業の相談という事業のほうが、大竹市の社会福祉協議会のほうに事業委託をしております。相談のほうは一旦そちらで受けていただきます。それから生活保護のほうにつながったりというケースはあるんですけども、基本的にはその事業の中で相談を受けていただいてプランを作成していただき、その結果について報告をしていただくということになっておりますので、行旅人の関係、こちらは市の係のほう窓口になっております。全く別の事業になりますので、こちらは御理解ください。

以上です。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

じゃあプランが少ないなという気がするんですけど、じゃあっていうのが、本当にこの困窮者自立支援事業の中だけでこれだけ受けてこのプランなのが少ないなと思うんですけ

ど、プランを立てれる件数ってそんなにないんじゃないかなと思うんですけど、この困窮者っていうのが、生活保護の人も正直困窮じゃないかなとふと思ったりするんです。生活保護の人がここに相談に行ったりとか、生活保護になりそうだなと思うと多分つながれるんだと思うんですけど、このプラン件数との新規だったり延べ件数だとすごい件数になるんだろうと思いますけど、プラン件数と新規の件数の差っていうところはどのような分析をされていますか。

○寺岡委員長 保護係長。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 大変難しいことになるんですけども、個人的には、委託先の寄り添いサポートセンターの相談員さんたちとの支援調整会議というのをこの事業の中でやっております。その中でいろいろと情報交換等をさせていただいたり、プランの進行状況だったりというのを報告を受けさせていただくんですけども、その中で、実際には相談の件数、受けた件数に細かく内容がメモしたものがついておりまして、そちらのほうもざっとは目を通させていただいております。

ただ、その状況の中で、今収入が減ったので苦しいんですけどっていう相談をする。ただ、いろいろプランになるまでに至らないというのが、まだ収入がありますよとか預貯金ありますよとかそういったケースで、まだまだ困っている、本当に困っているケースの方への支援ということになりますので、ちょっとそこに見合った支援というかプランというか、何かそこまでに至る人がいないのかな、相談の中にはという印象を受けております。

もともとは生活困窮者自立支援事業というのが、生活保護へ至るまでの方を救済しようというセーフティーネットということで設立された制度ですので、まず、幅広く困っているという話を聞く、そういう面では十分機能はしているのかなとは思っております。その困っている話や内容によっては、市のほうだったり社会福祉協議会のほうだったり、そちらのほうでそれぞれの守備範囲といいますかやるべきところ、こちらではちょっとできないけれども社会福祉協議会できますかとか、そういった調整をしながら色々漏れなく困窮者の方々の相談に乗ってあげて、救いの手というか、そういったところを差し伸べていくような事業にしていかなければいけないなどは個人的には思っております。

以上です。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

困窮者から見ると、次の地域福祉担い手育成事業のほうにもつながるんですけど、次の74ページの地域福祉担い手育成事業にいきます。

この重層的支援体制以降、この事業って、本当はこの令和4年度から実施っていうふう聞いていた記憶があるんですけど、これが延長になった理由を教えてください。

○寺岡委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 この地域福祉担い手育成事業の財源として使っておりました地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業という補助金がございますけれども、こちらのほうが令和元年度から活用しておりまして、一応最長3年ということで令和3年度までということで、恐らく令和4年度から本格実施に入るといような多分御理解をされてい

るんだらうというふうに思います。

先の一般質問でもございましたが、法改正がありまして令和3年度から改めて重層的支援体制整備事業というのが始まりまして、これがまた令和3年を起点に最長3年までということになりましたので、本市の場合で言えば最長で令和5年度まで準備移行期間という形での事業ができるというところで、期間的に若干のずれが生じたということでございます。

以上です。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 すみません。補助金のメニューがなくなるかなというところで、新しくメニューができたという中でしっかり整備していきましょうということなんですけど、困窮者のほうもそうなんですけど、何か困窮のほうも入るのかな、困窮だけじゃないですけど、包括も含めていろんなものが入ってくるんだらうなと思います。さっきのニューボラも含めてなんですけど、何か仕事の内容って変わりますか、これ入ったら。

○寺岡委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 市の職員の直接的な業務という部分で抜本的に変わるということとはございません。体制をつくっていくと、より今まで以上に連携できる仕組みをつくっていくというところですので、仕事そのものが変わるということはありませんが、令和4年度からある程度事務局機能において、連携の形というのをつくっていくような形にはなりますので、今まで以上に連携のところが意識といたしますか、そういった部分では若干立ち回りというのは変わってくるかなというふうに思いますが、業務そのものが変わるということではありません。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 何か業務そのものが変わらないとなると、何か重層的に横断的にやるというのが本当にできるのかなという気になるんですね。ただ、連携を強めていくっていう答弁がありましたんでそれをお願いしたいんですけど、まちづくり基本計画の188ページに地域福祉担い手育成事業が載っているんですけど、この中核機関の構成団体数っていうところの目標値が令和4年度が10団体なんです。以前、この重層的の質問をさせていただいたときに、市役所・知仁会・社会福祉協議会という3団体の名前は伺ったんですけども、どのあたりを10団体見越しているのかなというところ、あと、この中核の機関となるのがこの3団体が主立ってやるのか、どこがイニシアチブを取って動くのかというのが分からないので、教えてください。

○寺岡委員長 課長。

○山田地域介護課長 すみません、まず、1つ前の連携のところをもう少し補足させていただきたいと思います。

新年度から庁内の体制は変わりませんが、健康福祉部の3課9係それぞれに推進員を置くということにして、その統括を地域介護課の福祉総務係でやるということになってまいりますので、そこについては今までは各担当者が任意で連携していた部分というところが少し体系的になっていくというところの前進は見えるかというふうに思っております。

ます。

それから、中核機関の事務局の関係ですけれども、事務局は先ほどおっしゃられた3者の共同体ということでやろうというふうに思っております。中核機関そのものとしては、まず、医療、福祉、いろんなところの関係団体とか場合によっては地域というところを巻き込んでいながら少しずつ数を増やしていくというふうに思っておりますので、令和3年度においては、この事務局を構成する3者で協定をまず締結をするということで3つという目標を掲げております。

それ以降、具体的にどこが先になるかというのはまだ今からの調整になりますけれども、おおむね年間10機関程度ずつ増やしていけたらというところでの目標設定という形にさせていただきます。

以上です。

○寺岡委員長 どうぞ。

○小田上委員 ありがとうございます。

その重層的支援体制をつくるにあたって、基本型事業拠点・総合型事業拠点・地域型事業拠点みたいな3つ例が国のほうで挙がっていたんですけど、お話を聞く限り、この地域型なのかな、地域型か基本型かどっちなのかなとも、どこかが完全な窓口ですよとかっていうわけじゃなくて、ちゃんと栄町・小方・玖波で包括的にどこに行ってもいいよという形になるのか、その事務局の体制、イニシアチブを取られるのは前回の一般質問とかで分かりましたし、横のつながりをつなげていただきたいんですけど、その3機関の窓口はどこにいても絶対大丈夫っていうことに仕組みづくりされるのかどうかですね。

○寺岡委員長 はい、どうぞ。

○山田地域介護課長 3機関はもちろん、どこに行かれても連携をしてみたいということになりますし、この事務局以外の中核機関を構成して今後参画していただく、今、目標に掲げている10、20、30と増えているところのどこで相談を受けられても、もしも御自分の事業所の活動以外の御相談であっても、事務局につなぐことで適切な支援につなげるという仕組みにしておりますので、3者はもちろんですけれども、それ以外の構成者全てのところで相談を受けるなり見つけるなりという取り組みになっていくというふうに思います。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 はい、ありがとうございました。

困窮者もそうですし、困窮者は先ほど伺ったネウボラも全部重層的に入ってくるんじゃないかなとすごい思っていて、なので、先ほどネウボラを伺ったときもやっぱりここだというものがあつつつ、どこでも行けるというものが欲しいなと思います。その体制をつくれる期間って伸びたのでまだ余裕があるというところなのかもしれないですけど、法改正はどんどんされていきますし、法改正がされるごとにつながりをつながりをつけて言われるので、もっと横のつながりを他部署と他の課の情報の共有・連携をしっかりとっていただけるような仕組みづくり、特に重層的の担い手の事業中でやっていただきたいと思います。

以上です。

○寺岡委員長 議事の途中ですが、室内の換気のため10分程度休憩いたします。
再開は午後3時といたします。

14時50分 休憩

14時59分 再開

○寺岡委員長 では、会議を再開します。

民生費の1回目の質疑からです。まだ御発言されていない通告された委員の方からの質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。

小中委員。

○小中委員 重複となるかも分かりませんが、よろしくお願いします。

まず、73ページの社会福祉総務費の扶助費に計上されている新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が42万円計上されているんですけども、この算定根拠は何なんでしょうか。これで十分と考えておられるのでしょうか。

次に、74ページの地域福祉担い手育成事業で重層的支援体制移行業務委託料が前年度比500万円増額されていますが、この重層的支援体制移行業務委託料とはどのようなものなんでしょうか。

続きまして、93ページ子育て支援センター費が636万円の減額となっているのは、にじいろこども園への集約効果と理解していいのでしょうか。

96ページの扶助費で、生活保護の決定及び実施事務で2,000万円程度増額となっていますが、これは新型コロナの影響で何件程度増えているのでしょうか。分かれば教えてください。

以上です。

○寺岡委員長 はい。4つ、5つありましたが、いかがですか。

福祉課長。

○神代福祉課長 私のほうからは、子育て支援センターの減額と生活保護の扶助費の増額についてお答えしたいと思います。

子育て支援センター費に関しましては、令和3年度は新施設ににじいろこども園で使う遊具や机の備品購入費を717万5,000円組んでおりますので、その分がなくなったための減額でございます。ですので、運営費自体はそれほど変わっていないということになります。

続きまして、保護費の扶助費の2,000万円程度増えているということですが、扶助費の増加分は大部分が医療費扶助の増加ということになっております。医療費扶助は、その年にがんや脳梗塞など医療費が高額となる治療が必要な人数で変動するところがありますので、必ずしも保護世帯数の増減に比例するものではありません。保護受給者も年々高齢化し医療費扶助も増加しているため、来年度予算を増額計上したものでございます。

なお、新型コロナウイルスの影響と思われる相談で申請に至った件数ですが、令和2年度は申請に至ったものが5件、令和3年度は1件が保護の受給を受けることになったというふうに判断しております。

ただ、受給者はほぼ横ばい状態ですので、5年前は157世帯178人、今年度は3月1日現在で157世帯176人ということですので、コロナの影響は本市においてはあまり見られない

というふうに判断しております。

以上です。

○寺岡委員長 保護係長。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の42万円の算定根拠をとということで御質問いただきました。こちらのほうが単身世帯、お一人の世帯の場合は月額6万円、二人世帯で月額8万円、3名以上の世帯で10万円、こちらが月額で最大3カ月間支給のほうをされる制度になっております。大竹市におきまして、来年度予算で42万円計上させていただきましたのが、単身世帯のほうは一世帯、二人世帯のほうも一世帯、一人世帯のほうで18万円、二人世帯のほうで24万円、合わせまして42万円ということになっております。

こちらが小中委員も感じておられるように、額として非常に少ないというふうに思われるんですけども、昨年の7月以降こちらの制度が始まりまして、申請対象の方は社会福祉協議会のほうからの緊急小口資金と総合支援資金、そういった貸付金のほうを借りられてこれ以上借りることができなくなった方、そういった方を対象にした支援金の制度になるんですけども、そちらの対象者のほう、県の社会福祉協議会のほうから情報提供をいただきまして、この前の2月末現在までで66世帯の対象がございました。その方々に、皆さんこういう制度がありますので必要とされる方は申請をしてくださいということで通知を皆さんに送りましたけども、現在まで8世帯のほう申請をして、この支援金のほうを受給していただいております。

ということで、これがちょっと条件的に収入要件・資産要件とか休職、仕事のほうを探して見つけていただいてということの条件等々ありまして、なかなかちょっと厳しい部分もありますので、なかなか申請のほう伸びていないのかなということがございます。そういうことで、来年度この事業のほう3月末までだったんですけども、6月末までちょっと延長になったこともありますので、今後またちょっと状況が変わってくる可能性もあります。そういった場合は、補正予算等で対応のほうをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○寺岡委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 では、重層的支援体制移行業務委託料の500万円の増額についてです。

こちらにつきましては、当初予算費では500万円の増額でございますけれども、令和3年度9月定例会において500万円の増額補正をさせていただいておりますので、実質的には前年同額ということでございます。

業務の内容としましては、事務局の体制整備に向けて3者で業務を担っていくということになりますので、そのための体制整備であるとか実際の業務を担っていただく部分の費用ということで、大竹市社会福祉協議会とそれから知仁会のほうにお支払いをする合計額ということでございます。

以上です。

○寺岡委員長 小中委員。

○小中委員 重層的支援体制移行業務委託料と子育て支援センター費と扶助費については、回答されたので分かりました。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ですけれども、補正予算での対応も可能という答弁がありましたけれども、要するに、申請者が増えたらフレキシブルに対応できるようにしていただければと心からお願いいたして質問を終わります。

○寺岡委員長 他に質疑はいかがですか。

和田委員。

マイクを通してくださいね。

○和田委員 90ページの保育所費の中で閉所施設管理事務のところありますが、この閉所とは、なかはま保育所か、今の立戸保育所のことなんですかね。ちょっとその1点。

○寺岡委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 委員お認めのとおり、閉所施設管理事務というのは、なかはま保育所と立戸保育所の跡地についての予算でございます。

○寺岡委員長 和田委員。

○和田委員 はいで、その後の保育所の活用というのは考えておるんですかね。どういう活用をするとか。まだ考え、決めてない。

○寺岡委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 土地のほうは、売却のほうを目指して進む方向です。令和4年度に境界や地積を確定のため測量業務を行い、建物付での土地売却を目指します。それで難しい場合は建物を解体する必要がありますので、令和5年度以降に売却をする予定となっております。

以上です。

○寺岡委員長 和田委員、もうよろしいですか。

では、まだ1回目の質疑なんですけど、いかがでしょうか。

山崎委員。

○山崎委員 72ページ、民生委員・児童委員活動支援事業についてお伺いします。

現在、委嘱されておる民生委員、児童委員は幾らぐらいいらっしゃる、何名いらっしゃるのかということと、今後とも安定的にその委嘱をし続けていこうとした場合に、大竹市としてはどのような対策が必要なのかということ、この2点をちょっとお伺いします。

○寺岡委員長 地域介護課長。

○山田地域介護課長 現在、民生委員ですけれども、定員68名に対しまして64名ということで、4名の欠員ということになっております。

ちょうど令和4年度一斉改正の年にあたりますけれども、引き続き現在の委員の皆様方に御協力をお願いしたいというふうには思っておりますけれども、現実には本人さん自身がだんだんと高齢化をしてきたというようなところもございますので、そのあたりは本人さんに無理がいかないというのは大原則ではあるんですが、これまでも地域の中で御活躍されてきていますので、そういったところを生かして地域のためにといいところで、まずは御理解を求めるところだろうというふうに思います。

それから我々にできることとすれば、いろんなところに民生委員は相談に行かれたりいろんな対応をされていきますので、そういったところのお困りごとといたしますかお悩みがあったときに、行政としてもしっかりそれを支えていくというところでしかなかなか御理解いただくのは難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 民生委員は、大変事業としては難しい立場の方もいらっしゃると思うんですが、特に最近が高齢者問題や障害者問題、生活困難や児童虐待、コミュニティの不足などたくさん問題が出ておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それで今年の2月25日に、大竹市民生委員協議会と児童部会の研修会が一般財団法人児童虐待防止機構の島田妙子先生をお招きして講演会を開かれたということでありまして、参加者から非常に感動的な話だったというようなお話を伺いました。ちょっと報告をいただけたらと思うんですが、よろしく願いします。

○寺岡委員長 課長、どうぞ。

○山田地域介護課長 その研修会に私も参加をさせていただきました。

ちょっとここで申し上げていいかどうか分かりませんが、島田先生御自身が虐待を受けられたという中で大きくなって、その経験を基にどういうふうにも明るく生きていかなきゃいけないんだとかそのときの御自分のお気持ちであるとか、だけど今はそれをそういう子を新しく生まないということで、自分がいろんな小学校であるとか、いわゆるそういう民生委員であるとかそんないろんなところに行ってそのときのお話を今されて、そういった虐待防止につなげていきたいというところでお話を聞かせていただきまして、大変参考になる話であったというふうに思っております。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。私が伺ったのは、非常に感動されたという話でございました。こういった講演会等が頻繁にと言いましても講師料がかかるわけですから、そう簡単にはいきませんか分かりませんが、民生委員、児童委員にしては非常に活力になるということのようでございますので、今後とも続けていただきたいと思います。

それで、75ページ障害者福祉費で障害者雇用についてお伺いをいたします。一定の割合で障害者を雇用するという義務づけがされておるわけでございますが、日本商工会議所が昨年10月11日に発表しましたところでは、法定雇用率を0.1ポイント引き上げて民間企業は2.3%としたと。障害者雇用は進んでいないということのようであります。残念なことに、障害者雇用が達成されていない場合には会社名を公表するというのがありまして、広島県では1社このたび公表されたということでございますが、非常に残念なことであります。

それで本市の法定雇用率、これが幾らになっておるのかということをお伺いしますので、よろしく願いします。

ごめんなさい、市役所のね。

○寺岡委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは、大竹市役所の障害者雇用についてお答えをいたします。

令和3年度の公務部門における法定障害者雇用ですが、2.6%ということです。この障害者の雇用率につきましては、毎年6月1日現在で広島労働局に報告をし、労働局のホームページにおいて県内自治体の状況が公表されております。

大竹市役所の令和3年6月1日現在における法定雇用率は2.81%ということで、法定雇用率を達成できているという状況です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

2.81%ということでありますから、2.6%からすると0.21%上回っておるということのようでございますが、引き続いて、上回る形で障害者雇用をしっかりと進めていただきたいということをお願いしておきます。

続きまして、シルバー人材センター活動促進事業でお伺いをいたします。80ページでございます。

2021年の内閣府の高齢社会白書によりますと、60歳から64歳の就業率が71.0%、65歳から69歳が49.6%ということで、非常に65歳から69歳は上がったんだけど、その上の部分がなかなか進んでいないようでございます。政府は、70歳までの就労を目指していると思いますが、民間企業においては定年延長が図られておるとはいえ、65歳以上の就労というのはまだまだハードルが高いということのようでございます。

それで、大竹市のシルバー人材センターの状況を見てみますと、契約金額が平成30年から令和元年にかけて1,130万円、令和元年から令和2年にかけて1,359万円減少しております。高齢社会が進んでいる中で、シルバー人材センターの会員の減少ということも問題がありますが、この契約金額が毎年度1,000万円強の減収をしているという状況については、大竹市として補助金を出しておる関係からも、しっかりと会話をしながら指導をしていくべきではないかという気がします。

そういったことについてどのようにお考えかをお伺いします。よろしくお願ひします。

○寺岡委員長 この実態を受けて、どういうふうにシルバー人材センターと協調しながら進めていくかというところだと思うんですが。

福祉総務係長。

○中川地域介護課主幹兼福祉総務係長 福祉総務係長の中川です。

シルバー人材センターのほうでお伺いしている現状、現況といいますかそのあたりをまず御説明させていただきます。

確かに65歳までと雇用延伸というのがありますけども、今、大竹市のシルバー人材センターの会員の中には、お手当をもらってやるよりもボランティアのほうに力を使いたいと言われる方がかなり多いということをシルバー人材センターのほうからお伺いしております。ですから、お金以上に規則正しい生活とか地域貢献という方に力を置かれている方も多いとは聞いております。

また、もちろん選択肢もいろいろ広がっているということですので、シルバー人材センターの会員になることだけじゃない、いろんな方向に視野を向けて就労されている方も多いと聞いております。

あと、確かに減少しているというところはシルバー人材センターのほうとも話をしたことがあるんですけども、いろんな分野に向けてシルバー人材センターとして取り組んでいかなきゃいけないなということは話をしております。例えば、一次産業の部分にも、入りにくいところまでシルバー人材センターとしては手を広げてやっていきたいということを今年度話を伺っております。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 補助金が2,000万円ちょっとある中で約千数百万の売り上げが減少しておることについては、やっぱりしっかりとといたしましょうか、こういったことでの売り上げの増を目指していただくということとともに、新規のといたしましょうか会員を増やしていただける取り組みというのが必要だと思います。市としても補助金を出すわけでありまますから、しっかりとそれを理解した上で活動していただきたいというのがあったもんですから、今回取り上げさせてもらいました。2,000万円近くの補助金の中の半分近くの売り上げが減っているという現実ですから、ぜひよろしくお願いをいたします。

続きまして、こども医療費助成事業についてお伺いをいたします。

こども医療費の事業の分野においては、本市は中3までの医療費助成制度を設けられて所得制限もなしとされております。大竹市の施策を上回った施策を設けておられる自治体は三次市などの2市4町で、入院・通院とも高3までとなっています。大竹市は、この医療費助成事業については、すみません、乳幼児医療助成制度でしたか、こども医療費じゃなかったかな。ごめんなさいね。それで、ぜひ中3までの2市4町に続いて確保していただいて、子育て支援や少子化対策につなげていただけたらということが今回のお願いでございます。

ぜひ、こういったことについての取り組みを、大竹市は乳幼児医療助成制度については積極的に取り組んできたということが高く評価しておりますので、ぜひとも高3までを実現してもらって、2市4町を3市4町にさせていただくという気概でもってお願いをできたらと思うんですが、私は一般質問でもこの問題は度々取り上げさせていただいたがなかなか進んでおりませんので、ぜひとも重ねてお願いをしたいと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

特に、本市におきましては基地関連の交付金とか宮島ボートレースの事業収入とかありますので、よろしくお願いをします。これは答弁は要りませんので、要りませんいうたら失礼になりますが、欲しいんですが恐らく難しい部分もあろうかとも思いますので、お願いをしておきますのでよろしくお願ひします。

それから、老人福祉費で高齢者施設のクラスターということで、私はこれを資料請求をしたら、出されないというお話をいただいております。

この新型コロナウイルスの第6波で高齢者に感染が広がって、基礎疾患などの病のある

方が亡くなられるという痛ましい事故が続出しているということで、これは先ほども申し上げました、中国地方5県で公表された感染者の死者は月別で242人、持病のある高齢者に影響が広がったということでもあります。そのうち、広島県が144人で最多を更新しているということでもあります。817人広島県内で亡くなったうちの70歳以上が9割超になったということで、広島県の統計を裏づけております。

そういった中で、第5波での本市の高齢者施設などでのクラスターの発生状況については、資料請求をしました回答の中、資料の中に2件昨年度の感染状況というのが報告をされております。この2件以外にはクラスターは発生していないという解釈でよろしいのでしょうか。そこのところちょっと教えてください。よろしくお願いします。

○寺岡委員長 把握しておられますか。

保健医療課長。

○松重保健医療課長 クラスターの発生状況については広島県が公表しておりますけれども、先ほど山崎委員のほうがおっしゃられました2件というのは、大竹市分としての公表が第5波までされております。ただし、第6波におきましては保健所管内ごとの公表のみとされておりますので、大竹市と廿日市市合わせて西部としての公表のみとなっておりますので、大竹市で何件という部分は公表されておられません。

以上です。

○寺岡委員長 はい、どうぞ。

○山崎委員 それで、高齢者施設の許認可権限は市長や首長にあると思うんであります。地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者は、市町村長が指定し監督を行うとなっております。

○寺岡委員長 ちょっと一旦おいてください。

1回目の質疑の途中です。ほかに1回目の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 では、1回目の質疑を終結したいと思います。

民生費2回目の質疑に入ります。2回目、質疑いかがですか。

はい、山崎委員。

○山崎委員 要するに、大竹市長が指定監督権限でありながら、クラスターが発生しとるかどうかわからないということでは指揮、監督はできんと思うんでありますが、そのところはどうか。どういうふうに考えてらっしゃるかを教えてください。

○寺岡委員長 誰かお答えできますかね。公表がされていないものではあるんですが、どうでしょうかね、考え方として。

課長。

○山田地域介護課長 確かに委員がおっしゃられましたように、地域密着型等の施設については市のほうで許認可している施設もございます。そういう中で、状況把握が必要だろうということではあるんですけれども、公表されているものが先ほど保健医療課長が答弁したとおりでございますので、そこについて個別にお答えするのはちょっと差し控えたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 あのね、今、新年度予算の審査をしとるわけですよ。その審査をするのにあたって、委員が現状のクラスターの発生状況はどうかと、これを知らんと審査ができんということで資料請求したわけです。その管理者というのが大竹市長であり、後ほど教育のほうで出てくるんだと思うんですが教育長が管理しとる学校、こういった施設でクラスターが起きとるか起きとらんかっていうのは分かるわけよね。それを出せんということのほうじゃ審査ができんと思うんですね。

じゃけ、そういった意味においては県がどうかこうということではなくて、実際の管理者は分かっているわけですよ。恐らく、教育長はどこの学校が閉鎖してクラスターがどういうふうに発生しとるかしとらんか分からんのに教育長でございますというわけにはいかんと思うんですが、そういった意味においても、ぜひこういったことをこれ以上言いませんので、よろしくお願いをしますね。しっかりと委員が審査できるように資料提供をしていただきたいということをお願いをして、次に行きます。

男女共同参画推進事業であります、警察庁が3月3日に発表した昨年把握した配偶者などのパートナーからのDVなどの暴力被害は、18年連続で最多を更新したと。しかも、今回はコロナ禍の中で最多を更新したということで、コロナのひきこもりといひましようかそういったことも大きく影響しておるといふことのようにあります。

そういったことに対して、婦人相談員が相談に応じたり必要に応じて一時保護を行うとか、中長期的な支援を必要としている方に婦人保護施設において保護や支援を行っておられるわけですが、本市の最近の状況、こういった被害が婦人相談員のところに持ち込まれた状況、これについてコロナ禍においてどんな状況かということをお伺いたいんですが、よろしくお願ひします。

○寺岡委員長 課長。

○山田地域介護課長 男女共同参画の担当ではないんですが、DVの相談を地域介護課のほうで主に受けておりますので、お答えをさせていただきます。

コロナ禍以降、本市の受付の状況として特段に相談件数が増えているという印象はございません。ただ、年に数件は御相談に来られますので、その際には職員のほうでしっかり状況を伺って、適切な支援をしているということでございます。

終わります。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 コロナ禍ということで、特別そういう状況ではないということのようございまして、ありがとうございます。引き続いて、こういったことについてはなかなか表に出にくい部分もありますので、よろしくお願ひをいたします。

それで、生活保護の決定及び実施事務について96ページですか、お伺ひをいたします。

これも、やっぱり新型コロナウイルスの感染症の拡大で生活に困窮する人が増加しているということで、非正規雇用者やパートで働く人たちの生活が非常に厳しい状況に迫りやられておるといふことのようにございまして、雇い止めや労働時間の短縮など、労働環境の悪化が何よりもひどいということのようございまして。

そういった中で、生活保護申請者が増加しているものと思われませんが、本市の生活保護の実態、これがどんな状況かということをお伺いください。ひとつよろしくお願ひします。

○寺岡委員長 保護係長。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 このコロナ禍での生活保護申請者の件数ということですが、大竹市におきましては令和3年度の2月末現在の数値になりますけれども、相談のこちら来られた件数が82件、そのうち保護の申請に至った件数が22件です。82件中22件が保護の申請件数です。そのうち、コロナの影響ということで相談に来られた方、こちらのほうが11件で、実際に保護を開始された方が1件です。

今度は令和2年度の数字になります。令和2年度が相談件数が67件、そのうち保護の申請が23件、その23件中コロナの影響ということでの相談が13件、そのうち生活保護の申請に至ったのが5件ということになっております。

過去、平成の時代からの数値の比較のほうをしてみましても、このコロナ禍、先ほど課長のほうからも小中委員への質問の回答ということでさせていただいたとおり、当市におきまして、そこまでコロナの影響下における保護の申請者数の増加ってというのは見られないのかなというふうには感じております。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 コロナの影響がないということでございますので、全国の状況と若干違うような気がします。このことは非常に良いことだろうと思っておりますが、実は先日、厚生労働省のホームページでは、コロナ禍で生活に困った人が増えたので生活保護制度を正しく理解し、必要な時期に利用してもらうようSNSを活用して繰り返し発信してきたということで、今回もその一環としまして厚生労働省が書き込みをいたしました。

この書き込みについては、担当課では御存じだろうと思っておりますので詳しく中身についてお話しすることはないと思っておりますが、この書き込みについて、いわゆる生活保護の申請についてよくある誤解、あるいは現下の状況において休職している方へという書き込みについて、この実践されているかどうかということだけお伺ひします。中身にまたいろいろ入ると長くなりますので、よろしくお願ひします。

○寺岡委員長 保護係長。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 委員からの質問を受けまして、私個人的にもツイッターのほうのアカウントのほうを登録して内容のほうを確認させていただきました。その中に書かれていることで、生活保護の申請にどうか相談に来られた方、こちらのほうに関しましては誤解のないように相談員プラスケースワーカーということで、相談には対応させていただきます。

そして、その中身、生活保護の制度、どういった条件になるのかとかそういったことを説明をさせていただいた上で、あくまで本人が申請をそれですということであればしていただいておりますし、これではちょっと難しいんだなと本人がお考えになるようだったら、申請せずにそのまま帰られるというケースがございます。ですので、大竹市のほうに

おきましては、生活保護の申請に関してそういった誤解を招くような説明のほうはしておりませんというふうに回答のほうはさせていただきます。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 誤解を招くような説明はしていないということのようではありますが、要するにこの厚生労働省の書かれていることについて、このとおりに実践していらっしゃるということでええんでしょうか。いや、それは誤解を招くからそのやり方はできませんとおっしゃるんでしょうか。そこをちょっともう一度確認させてください。

○寺岡委員長 係長。

○藤本福祉課課長補佐兼保護係長 すみません、その厚生労働省の今委員が示されたものが手元にございませんで、詳しく全てが当たるということを今ちょっと断言があれなんですけれども、基本的に誤解を招くような言い方というか、生活保護の申請をするにあたっての壁というのが世間一般に言われております。そういったところでの説明に関しては、重々に誤解のないような説明のほうはさせていただきます。

例えば、扶養義務者への調査に関することであつたり自家用車の保有であつたり、そういったところに関しましても事細かに説明のほうをさせていただきます、御本人に理解いただいておりますというふうに私どもでは理解しております。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 大事なところだと思うんですね。この厚生労働省の承認しておりにやっているとやられるよと言われんのですよね。やるとるよと言われんのですよ、そこが大きな問題だと思うんですね。どうなんですか、このとおりにできないんですか。

これ厚生労働省のホームページの書き込みですよ。そして、私はこのとおりにやっておられますかという質問をしておるわけですから、そのとおりにやっておるとは言わないでいろいろおっしゃる。そこがどうもひっかかるんですけども、早い話は厚生労働省の方針ですから、このとおりにやっていますと言われて当たり前だと思ふんですよね。その答弁がなぜできるんですか。そこをちょっと聞かせてください。

○寺岡委員長 福祉課長。

○神代福祉課長 すみません、厚生労働省のSNSを完全には把握してないんですけども、当然生活保護法や生活保護実施要領に基づいてそういった文章を作成していると思います。それを踏まえたと、そのとおりにやっていると云っても問題ないというふうに考えます。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。それでは、ぜひよろしくをお願いします。

ひとり親家庭等医療費助成事業についてお伺いをします。端的にやれということでございますので、ぜひ、ひとり親家庭の窓口負担分を免除してもらえるような取り組みをしてほしいというのがお願いでございます。

ひとり親家庭というのは、このコロナの問題あるいは雇用の問題あるいは子どもの養育

費の問題というように非常に問題を多く抱えておりまして、それらの中で厳しい生活を強いられております。低賃金の中でダブルワーク、あるいはトリプルワークで働いていらっしゃるというような状況でございますので、この窓口負担の500円が非常に厳しいという状況であります。ぜひこのことについても取り組みをお願いしたいということなんですが、これについては先ほどの乳幼児やら別にお考えをお伺いしたいんですが、よろしく願います。

○寺岡委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 ひとり親家庭の医療助成ですけれども、こちらにつきましては子ども医療費とも同じ考え方でございまして、一定の窓口負担をいただくということは、頻回受診防止の観点からも必要だと考えております。現在のところは自己負担をいただくという方針であります。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 それは一貫して大竹市がおっしゃっていらっしゃることもなんですけれども、非常にひとり親家庭というのは厳しい状況でありまして、6割の人が125万円以下の生活をしていらっしゃるというような統計もあるようでございまして、働いても働いても収入が増えんということで、低賃金で貧困から抜け出せない状況だと。

もう1つは、離婚後の養育費がいただけないということで非常に厳しい、養育費の支払いが8割が未払いという状況の中での生活であります。シングルマザーはDVの被害等に遭って離婚に追いやられるという部分が非常に多いようでございまして、そういった中でやっぱり貧困に陥ってしまうということのようでもあります。

ぜひ、医療費、よく言われますのが、これを免除すると大したことでもないのに病院にみんな行くんだと。医療費がかさむという話もあります。しかし、ひとり親家庭はえっと病気でもないのに病院へ連れていくほど暇はありません。そういった意味では、本当に厳しい生活環境の中で仕事をしていらっしゃると思いますので、むしろそのことのほうがかえって病気を大きくして医療費がかさむという状況になると思います。

先ほど申し上げましたが、再編交付金や競艇収入が他の自治体にはない収入であります。岩国市には、ごめんなさい再編交付金じゃなくなりました、新しい制度になりました。岩国市は早くからこの活用をして、子供の支援をつなげております。よろしく願います。

○寺岡委員長 2回目の質疑の途中でございます。

他に質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○寺岡委員長 通告していただいたものでまだ問われていないものもあるんですけれども、よろしかったですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○寺岡委員長 よろしいようです。

以上で、2回目の質疑を終結します。

続いて、3回目の質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○寺岡委員長 質疑はないようです。

以上で、第3款、民生費の質疑を終結します。

説明員の交代がありますし、ちょうど50分程度たちました。10分ほど休憩をしたいと思
います。

再開は15時55分といたします。よろしく申し上げます。

15時44分 休憩

15時54分 再開

○寺岡委員長 それでは、会議を再開いたします。

第2款、総務費の質疑に入ります。通告をいただいております。1回目の質疑をお受け
したいと思っております。よろしく申し上げます。

小田上委員。

○小田上委員 よろしく申し上げます。

まず、46ページふるさと納税促進事業というところで、3億3,000万円の前年の予算か
ら補正補正とうれしい補正が重なって令和3年度もきています。その流れであるだろう
と思うんですが、ふるさと納税6億円になっています。このクラウドファンディング、今
まで好調な理由っていうところをどう考えられているのかなど。

そこを1点最初に申し上げます。

○寺岡委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 クラウドファンディングが好調だという理由
ということ。今回、大竹駅についてクラウドファンディングしております。大竹駅と
いいますと、大竹市についていろいろふるさとを感じる駅ということだと思います。です
から、全国的に駅に対するクラウドファンディングということで、非常に好感を得られた
んではないかというふうに考えております。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

そこも大いにあると思うんですが、ちょっと総務費ずっと僕DX関連でいこうと、全
部ひもづきたいなと思っているんですけど、ふるさと納税は一時期伸び悩んだ時期があっ
たと思います。そのふるさと納税が伸び悩んだ中で増えてきた理由が、ふるさと納税のシ
ステムというか仲介してくれるところの業者を変えたとか広告をしたとか、そういうとこ
ろも多く効果があったんじゃないかなと思うんですけども、そこをやってみようと思っ
たところを教えてくださいませんか。それをやってみようと思ったポイント。

○寺岡委員長 総務係長。

○杉山総務課長補佐兼総務係長 ふるさと納税は右肩上がりです令和元年度まで伸びてきま
したが、令和2年度において減少をしたということです。

原因は何だろうということで、いろいろ考えていく中でこれはっていうのはなかったん
ですが、同じことをやっても伸びないというのは分かっていたし、あと、他の自
治体がどのようなことをしているかこのようなこともいろいろ考えまして、できることを

やってみようということで、例えば、成功している都城市は非常に大きな宣伝をしています。ただ、こういうお金をかけることはできませんので、大竹市でできることは何だろうということいろいろ考えたところで、ポイントを絞った広告とかそういったことにやってみようということで、令和3年度踏み切ることにいたしました。

以上です。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 本当にすごいなと思いました。何ですかね、原因を分析してこっちじゃないかなと対処されたところで大きく結果が出たというところで、増えた理由を補正とかが上がってくるときに伺ってすごいなと。本当にびっくりしました。

ただ、伸びてきているその作業というのがもっと余裕を持っていか分析とかができるようになれば、今返礼品も好調なものがあるはずなんですけど、その返礼品で地元の中小企業とかと協力してやっていくみたいなこともできるようにならないかなと思うんですけど、そのあたりとかがってというのは、庁内の協議とか地元企業と話し合いとかがっていう場はありますか。どのような感じですかね。

○寺岡委員長 総務係長。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 ふるさと納税を最初に導入した当時なんですけれども、会社等を通じまして、何が市のほうで出せるかということのを割と幅広く募ったという経緯があります。その中で、今ある既存の物ということを出し尽くしたということもありまして、今回、令和4年度に向けて産業振興課と連携いたしまして、新たな取り組みとして大竹生まれ産品を応援するというクラウドファンディングを立ち上げようじゃないかということで、今話をしているところでございます。

○寺岡委員長 はい、どうぞ。

○小田上委員 ありがとうございます。大竹市のものをPRして大竹市から出ていくふるさと納税のお金もありますから、ここでもっともってこちにふるさと納税していただけるようにということです。

今、答弁をいただいたときにできることをやるというふうに言われたんですけど、じゃあこのできることをやる時間をどうやってつくるかということ、DXなんだろうと思います。ふるさと納税は頑張ってください。

48ページいきます。市ホームページ改修等委託料です。

資料ありがとうございます。資料を見ますと、晴海臨海公園の大型遊具ができてから閲覧数が増えたという分析をされて、プラスコロナの関係でということでしたけど、まず、リンク切れとか一部あったお話を直接させていただいたこともありますけど、画像が直接貼りつけてあって読めないとかということがあったりとかあるんですけど、そういうところは今後直っていきますかね。

○寺岡委員長 どうぞ。

○富田企画財政課課長補佐兼企画係長 企画財政課企画係長の富田です。小田上委員の御質問にお答えいたします。

このたび、市ホームページ改修等委託料ということで予算を組ませていただいております。

す。こちらの内容につきましては、改修ということで、現行のホームページ作成支援システムというものの、CMSというふうに言うんですけども、そちらのほうは令和5年6月30日で終了するということから、こちらの方のバージョンアップをするというのが主な内容となっております。

この中で、いろいろと変更点といいますか、バージョンアップによりまして回線容量が増えてページの読み込みが早くなること、セキュリティの向上などの性能の向上、それから、作成する側の話になるんですが、テンプレートの自由度が高くなるということでページ作成がしやすくなる、そういった機能の向上が図れるというふうになっております。ただ、基本的には今お聞きになって思われたと思うんですが、性能機能の向上という部分ということで、ホームページを訪問する利用者が見た目に変化を感じることは少ないのではないかなというふうには思っております。

しかしながら、先ほど委員から御質問いただきました空白とカリク切れのページの対応についてというところでございますけれども、こういった部分についてはバージョンアップの作業とはいえ、作業工程の中で既存データを移行するという作業がございます。その中で一旦そのデータの洗い出しとか整理とか、今あるものを移し替えるという部分がありますので、その中でちょっと一旦洗い出しをして整理をする、そこで一旦整理ができるのではないかと考えております。

また、それから新しいシステムでは、実際のホームページの構成を見ながらページを更新できたりとか空白のページ、そういうふうにも実際のイメージを見ながら作業をできるということから、空白のページやイベントカレンダー等の内容チェックはしやすくなるかと考えております。

それから、ページを更新してからの期間が表示できるということにもなりますので、各係が作業する中でもそういった期間の経過が確認できるということから、リンク対応や内容の変更・ページ更新のタイミングとかもチェックしやすくなるのではないかなというふうに考えております。

それ以外にも、これまで通り各課かいの掲載ページについては担当課かいのほうで掲載作業をしていただいているところなんですけれども、研修等も併せ持ってそういった基本のところを抑えながら、そういった見る側の立場に立った形で作業できるようにそういった研修等も合わせて進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 まず、更新して中のシステムが新しくなって更新作業がしやすくなるというふうなお話でしたけど、既存の今あるホームページの中を洗い出しの作業があるというふうに言われたんですけど、答弁の中にもあったイベントカレンダーですよ。

以前も質問させていただいたことがありますし、本当にイベントカレンダーで役に立っているのって教育委員会のカレンダーだけなんです。本当ごめんなさい、ほかにもあるんですけど見てわかるというか、いろんな全てのものがあれば、全部そこに載っていればいいのになとここ何年もずっと思っていますのでそこは見やすくしていただいて、もうリ

ンク切れとかさっき広島県もあるって言ったんであっちゃ駄目っていうのがなかなかあれなんですけど、もう見る気をなくしますから、そして、到達できないんですよ。組織から探すとかから入っていくと到達できないので、一切僕はトップページから入らないんです。大竹市とか入れてスペース入れて何かって調べないと出てこないんで、そのもうちょっとホームページ全体の使い方っていう利便性を上げるっていうところも考えてもらえたらなと思います。

それで、先ほど研修をされるっていうところとかありましたけど、それって結構時間がかかるものですか。研修の内容、それで実際に各課が更新できるようになるまでどのぐらいの研修を重ねられるんですかね。

○寺岡委員長 企画係長。

○富田企画財政課課長補佐兼企画係長 まず、今回バージョンアップに関わってする研修につきましては、請負のほうで研修のほうを協力していただく前提でちょっと考えておりますので、操作研修というところが主な内容になろうかと思えます。それに付随して、こういったホームページの作成についての基本的なあり方、委員がおっしゃられるような本当に基本的なところ、そういったところが今まで淡々と作業をする中でそのチェックが要は漏れているとか、そういったところが基本だろうと思えますので、そういったところも抑えつつというふうに考えておりますので、研修の時期とそういった期間につきましては、更新の中のタイミングの中で業者と相談しながら計画をしたいというふうに考えておるんですけれども、中身についてはその操作研修と基本の部分を再度研修していただくという内容で、市と業者と協力しながらできればいいかなというふうに今考えております。以上です。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 はい、ありがとうございます。ホームページからふるさと納税を知ることができると思うんですね。公告式条例が変わったじゃないですか。ホームページから見るところが増えると思います。

ホームページ、ここで聞くべきかどうかなんですけど、ホームページ以外の発信方法ですよ。これから来年度組織改編されて、フェイスブックのアクセス数等書いていただいて数字を出していただいていますけど、このフェイスブックもちょっと不具合があったりして新しくなったりしています。そのあたりの今のお考えを聞かせてもらえますか。

○寺岡委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 ありがとうございます。市の情報発信の仕方というところを問われているのかなと思います。その例で、ふるさと納税というのも前段で出されたんだと思います。

言われるように、現在、市ではホームページ・フェイスブック・広報という媒体を使って、市民の方に情報を発信をさせていただいております。一番良いのは、市民の方が見やすく、そして、分かりやすく、そして、逆に自発的に見ていただく、そういう媒体になればというふうに私たちも思っております。

ただ、先ほどのふるさと納税もございましたように、ホームページを1つとってもさま

ざまな課題があるというのは、これまでの委員の御意見からも十分承知しております。まずはその課題をしっかりと分析して、来年度新しく広報公聴係ができます。先ほど言いましたように、より分かりやすく、使いやすく、そして、見やすく、そして、自発的に見ていただけるような媒体になるように努力をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○寺岡委員長 小田上委員。

○小田上委員 1回目はここで終わろうかなと思うんですけど、フェイスブックはあんまり効果がないわけじゃないんですけど、広がりが限定的なのかなという気がします。なので、ほかの媒体ですよ、考えられているものがあれば御紹介いただきたいのと、LINEですよ。限定的にばしっと届けるんだったらLINEだと思うんですけど、一般質問でも聞きましたが、そのあたりも検討すべきものに上がってくるのかどうか、そのあたりを教えてください。

寺岡委員長 課長。

○三井企画財政課長 はい、ありがとうございます。

まずは、やはり今ホームページだけでも資料を見ると130万人の閲覧数が年間あるというところは、ホームページかなり安定した媒体なんだと思います。そこに問題点があるというところは、まずは、第一優先としてはホームページをしっかりと解決していかないといけないんだ。その後に、やはりフェイスブックもありますしツイッターもありますしLINEもありますしそのほかのツール、そこを何が一番市民の方が利用しやすくて情報を伝える手段になり得るかっていうのは、その後にしっかりと研究していきたいと思っております。

以上です。

○寺岡委員長 いいですか。

○小田上委員 はい。

○寺岡委員長 1回目の質疑です。他に質疑はありますか。

小中議員。

○小中委員 あんまり長くはないんですけども55ページの自治振興費、多少通告内容と異なるんですが、協働のまちづくり推進事業が前年度140万円から100万円に減額していて、市民活動助成金のほうは50万円変わらないんですけども、保険料のほうは90万円から50万円に減っているんですけど、これはどういう原因でこういうふうになっているんでしょうか。

○寺岡委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 協働のまちづくり推進事業につきましては、保険料とそれから市民活動助成金の2つを合わせて毎年予算化させていただいています。例年はそれぞれ50万円ずつということで100万円で行っているんですけど、令和3年度につきましてはちょっと保険料が上がっています。

この理由としましては、市民活動の保険で保険給付がありますと当然保険料が上がるといことなんですけども、令和2年度に見守り活動をしていただいていた高齢の方が、お

帰りの際に水路に落ちて亡くなるという事故がありました。その分で一応保険金を支払いをさせていただいていますので、その関係で保険料が上がるということです。

当時は、見積りをさせていただきまして90万円ぐらいというふうに見積りが出ましたので、それで当初のときには予算化をお願いしました。今回は、また改めて新年度予算で見積りを取らせていただいたんですけど、一応50万円以内で済むということですので、また当初予算のほうはそれに戻させていただいたということでございます。

市民活動助成金につきましては、一応例年、今のところ令和3年度におきましてはスタート支援事業のみの場合4件ということでもございましたけども、ここ数年の動きは落ち着いているということで、例年並みの予算とさせていただいているところでございます。

以上です。

○寺岡委員長 小中委員。

○小中委員 了解しました。それで質問、これで終わります。

○寺岡委員長 他に質疑はございませんか。

西村委員。

○西村委員 50ページの総務費の中の総務管理費の財産管理費の内訳の中で、庁舎等管理事務7,120万6,000円の総額の中の50ページにあります、使用料及び賃借料1,017万5,000円の内訳についてちょっと御質問させていただきます。

いろいろ賃料借上げとかテレビ受信、これは新たに保育所を造った関係でそういう分に充当するんだろうと思いますが、自動火災報知器借上料167万円、その上のほうにずっといきますと消防用設備点検業務委託料35万2,000円、前のページに戻りまして、例えば自動扉保守点検業務委託料とかいろいろあります。これは、本来は消防法に基づいた管理費がいるものと思いますが、うまい具合にばらばらにされておるけど、1つにならないかなという私なりの疑問でございます。

それからもう1つは、土地借上料793万3,000円があるんですが、この借上料というのはどこを借りとるんですか。これをお答え願いたいと思います。

○寺岡委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 本庁舎関係の委託料についてでございます。

これはそれぞれ専門的な知識・技術が必要なものでございますので、一括にするということは、逆にちょっと金額が上がってしまうような可能性もあろうかと思っております。これは個々に委託料を組ませていただいております。

それから、土地借上料でございます。これは、旧小方中学校の跡地を職員駐車場として借り上げておるものでございます。土地造成特別会計から借りているというものでございます。当初、暫定的な使用というふうに考えておりましたが、当面借りの必要が出てきましたので借上料として計上しているものでございます。

○寺岡委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

別にとにかく言うんじゃないんですが、財産管理費のこの7,120万6,000円、これは特に財政が逼迫しておるとか財政財政って皆さん言われますが、毎月直したら約600万円の

家賃をこの庁舎に払っておるという理屈になるんですよ。こういうことはこれからもずっと続くわけですから、民間企業並みに考えれば、どこかを削減するというのも1つの手かなど。予算を増やせというだけじゃなしに、やはり予算をある程度減額する、始末していくというのも大事なことではないかと思えます。これが人口減少と連動しておるということで、私としたりそういうところが気づいたんで質問をさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございました。

○寺岡委員長 他に質疑はありますか。

山崎委員。

○山崎委員 43ページの個人番号対応システム保守業務委託料でお伺いいたします。

マイナポイント第2弾ですが、マイナンバーカードの新規取得者に対する5,000円相当のポイント付与に加えて、健康保険証として新たに利用した人に対する7,500円相当ポイントの付与、それから公金を受け取る口座を登録した人に対する7,500円相当のポイント付与ということで、新たにポイントが付与されるからカードを申請しなさいということだと思っておりますが、2022年9月30日までに申請されたマイナンバーカードの応募者となり、同年10月1日以降に申請されたカードは、事業の対象外となる。ポイント自体の申込期限は2023年2月28日となっておりますが、ポイント付与は今年の9月30日までに申請されないとポイントはなくなるということなんですか。そこをちょっと教えてください。

それから、10月1日以降にそうすると残るポイントというのは、新規取得に対する5,000ポイントだけかということと、現在の発行部数が分かればお伺いします。

以上3点、よろしく申し上げます。

○寺岡委員長 戸籍住民係長。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 43ページの個人番号の対応ということでさっきおっしゃられたんですけども、御質問の内容につきましては戸籍住民基本台帳費の関係と思えますので、お答えをさせていただきます。

マイナポイント第2弾につきましては、委員がおっしゃられたとおりで、今年1月1日から第2弾ということで展開をしているんですけども、9月末までにカードを申請した方に対してマイナポイント、キャッシュレスなどの利用について利用額の25%を付与する、5,000ポイントを付与するという事業、それがさっきおっしゃられたとおり、令和5年2月末までにチャージ・お買物などをするということになっております。

また、公金の受け取りと健康保険の利用につきましては、6月以降にならないとちょっと情報が出てこないということなんですけれども、これは今までにカードを作られている方全部申し込みが可能です。マイナポイント第2弾につきましては、第1弾で申し込みをしていない方も対象になりますので、今までもらっていない方全てが第2弾のほうで申し込みができるということになっております。9月末までのカードの申請の方が対象ということですので、10月1日以降の申請ってなった方については、対象にならないものと考えております。

あと、カードの現在の交付の状況、数なんですけれども、大竹市におきまして2月末時点で1万1,750枚カード交付しておきまして、交付率は44.6%になっております。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 そうしますともう一度確認したいんですが、10月1日以降は5,000ポイントだけ残るといことなんでしょうか。これはなくなるということなんでしょうか。そこをちょっと教えてください。

それで、この施策で今聞きましたところ、1万1,750の方がカードを取得していらっしゃる。非常に有利なポイントがついたにもかかわらずまだこういう状況ということで見ると、少し少ないなという気がするんですが、そういったことでこれがマイナカードの申請が進まない理由、これについてはどういうふうを考えていらっしゃるのか、なぜ浸透しないのか、こんなにせつかくたくさんポイントをいただけるのに。こういったことについてはどういうふうにお考えですかね。

○寺岡委員長 係長。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 まず、マイナポイントの第2弾の関係は10月1日以降どうなるのかということですが、私どもが情報をもらっているのは、9月末までに申請をしたらポイントの対象になるということだけなので、10月1日以降はもう全て申請ができない、申し込みができないというふうに理解をしております。

それから、これだけのポイントをつけるのにカードの申請が伸びてないんじゃないかという御質問でしたが、お客様からの問い合わせの中に、ポイントがもらえるというよりかはお金がもらえるんじゃないかということと理解をしている方がいらっしゃいまして、こちらのほうでポイントですよと。キャッシュレスを利用して、そのキャッシュレスに対してポイントをつけますよという御説明をして、何か利用している物はないかというのをお聞きするんですが、なかなか高齢者の方とかはキャッシュレスを利用していらっしゃらないという方もいらっしゃいますし、また、ポイント自体に興味がないという方もいらっしゃいまして、必ず皆さんがそのポイントに興味があって申し込みをするというものでもないような感触はあります。

なので、私どもは今コンビニ交付を始めておりますので、一応カードをお持ちの方であれば、休みの日とかにコンビニなどで住民票を取ることができるようになりましたよということで、一応お勧めは今しているところでございます。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

○寺岡委員長 マイクお願いします。

○山崎委員 ありがとうございます。なかなか進まないという部分もあるんだろうと思いますが、このカードの必要性ということについては、実際問題として免許証もあるし、そう差し迫って必要性を感じていない。それから、本人確認書類はこれ以外にもある、それから、個人情報の漏えいというのがやっぱり一番心配なんではないかなと。もう1つは、高齢者にとっては特に申請手続はめんどくさいというようなことがあるかなと思います。非常にポイントが増えても、先ほどの話じゃないが現金をもらえるんならすぐ申請をしたい

けど、そうでないとなかなか二の足を踏むということじゃないかなと思います。

それで、46ページのふるさと納税促進事業に移ってみたいと思うんでありますが、このふるさと納税制度というのは、非常にこういった過疎の町あるいは田舎については若者が出て行って高齢者ばかりという中で、若者が都会から納税をしてくれると非常に助かるという部分があって、非常に地方創生には役立っておるんだろうと思います。

ところで、このふるさと納税で寄附を集められた人との持続的なつながりで、継続的に支援をお願いするという自治体が出てきたようであります、こういったことの中でまちづくりに長く関わってもらえる、継続的な支援をお願いできるということで自治体も取り組む町があるんだそうですが、こういったことについて私もこれは非常に良いことだなと思うんでありますが、情報をつかんでらっしゃったらその辺のところ、また、こういったことへの取り組みというのも今後は必要なんじゃないかと思しますので、そこらのあたりについて伺いをいたします。

それから、現在ふるさと納税のあり方については非常にさっきも申しましたように、地方創生の趣旨に沿って非常に画期的な制度であります。そういった中では非常にいいわけですが、残念なのは1つ私たちが思うんでは、実際にいただく金額はこうして公表されるけども、じゃあ出て行った金額はどうなんだといったときに、これは以前にも議論がありました、なかなか今までのところでは公表されていないような気がします。

それで見てみますと、ふるさと納税制度によって控除額が超過した自治体は、地方交付税によって超過額の75%を補填されるとあるんでありますが、控除額が超過した自治体とはどういうことなのかをちょっと伺いできたらと思います。すみません。

それで、控除額が大竹市は超過しておるのかしておらんのか、ここも伺いたいんですがよろしくお願いします。できれば、出ていくふるさと納税がどれぐらいあるのかということが分かればお願いします。

以上、よろしくお願いします。

○寺岡委員長 いけますか。

はい、総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 すみません、委員御指摘の継続的な取り組みをされている自治体ということですが、ちょっとその辺の情報がつかんでおりませんので、申し訳ございません。

○寺岡委員長 総務係長。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 具体的な自治体名というのはちょっと分からないんですけども、ファンをつくっていくという取り組みっていうのはしている自治体はあるというふう聞いています。

例えば、ツイッターとかそういったものを使ってファンを呼びかける、ファンづくりを呼びかけるということをやっている自治体もありますし、クラウドファンディングというところも使って、何かをその町で作っていく過程を見たいということで、その自治体の応援をするということを継続していくということも取り組みをされているような形では聞いております。

以上です。

○寺岡委員長 控除額とか。

市民税務課長。

○岡崎市民税務課長 市民税務課長の岡崎です。

先ほど委員のおっしゃいました控除額が超過したというところ、ちょっと私もあまり詳しくないんですけども、それは入ってきたふるさと納税より控除した額が大きくなるというような意味合いだというふうにちょっと感じているんですけども、ちなみに、直近の令和2年中のふるさと納税に対して令和3年度に控除をしておるんですけども、その額は、ふるさと納税の控除額は2,913万5,000円となっております。これは当初賦課のときの金額なんですけども、この額と入ってきた金額を比べますと、入ってきた金額が大竹市のほうは随分多いというふうに感じております。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 そうしますとこの2,913万5,000円、この金額でいくと地方交付税は補填されんよね。市外流出額の公表は30%の自治体だということですが、これは地方交付税で補填されるんですか。そこをちょっと教えてください。

ごめんなさいね、素人の質問で申し訳ないんですが。

○寺岡委員長 財政係長。

○建石企画財政課主幹兼財政係長 今言われた、出て行った金額ということになります。その分、大竹市民税に影響がある部分ということになりますけど、このへこんだ部分、影響があった部分の75%は交付税として大竹市に入ってくるという形になります。

以上です。

○寺岡委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。よく分かりました。納得できたといいましようか、やっとなあ、ああそうなのかという気持ちであります。

ところでこのふるさと納税制度、この納税をすることについては何のデメリットもない、むしろメリットしかない、ただ、デメリットといえばめんどくさいということぐらいの、私が思うのはめんどくさいぐらいのことだろうと思うんですが、そういった意味ではええことしかないというのは実感としてあるんですけども、一方で高額所得者はたくさんふるさと納税ができるし、その返礼品も高額な物が受け取れる。ところが、低額な所得者は少ししか寄附もできんし少しの返礼品しかもらえないということで、二重に格差が広がるということの指摘があります。

こういったことの指摘というのはなるほどなと思うんですが、高額な人はより税金も少なく済むと、良い物がいただけるということで考えると、なるほど逆進性というのはこういうことを言うんかと思うんですが、こういったことについては実際にあるわけですよね。それで、このことについての批判というのはないんでしょうか、市民の皆さんから。

例えば、低額所得者には補助をするということで、補填せえとかいうようなことはない

んでしょうか。ちょっとこういった意見があるということについては皆さんも御存じだと思うんですが、お伺いします。

○寺岡委員長 ふるさと納税の捉え方ですかね、考えが聞けますか。

市長。

○入山市長 今、委員が御指摘のように、大変不公平な制度を国がつくられたということで、当初は本来の目的でここから出て行った方に地元を応援していただくという本来の趣旨に沿ったということで、我が町では返礼品を返さないということを2年間やって全然お金が集まらない、この制度がある以上、大竹市は一生懸命頑張ってお金を集めようということで方針転換をします。事のよしあしは別にして、職員みんな全力を挙げてお金を集めることに普通の企業と同じような活動をしてきておりますので、どうかその辺のことは御理解いただきたいと思えます。

私の知った方で、よその町に100万円寄附して50万円相当の物をいただいて、それを全部会社に売りつけてまたもうけたというような事例もございますので、本当に矛盾を感じております。

○山崎委員 終わります。

○寺岡委員長 他に質疑、いかがでしょうか。

藤川委員。

○藤川委員 はい、お願いいたします。今、ちょっとふるさと納税の話でまた続いてすみません。46ページです。私は返礼品の商品選びについて質問させていただきます。

先ほどから、ふるさと納税は伸びておりますと、返礼品の品ぞろえや広告が良いからだと聞いていて思いました。返礼品の決める方法といいますか、選択方法を教えていただきたいのと、これから返礼品にしていこうと考えている物がありますでしょうか。

○寺岡委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは、返礼品の基準についてです。

これは、国の定めがございます。主な基準としましては、区域内において生産された物、それから、区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産された物、それから、区域内において製造・加工など主要な部分を行うこと、それから、区域内において提供される役務、こういった基準がございます。

新たな返礼品といたしましてはちょっと来年度の取り組みとなりますけれども、ちょっと先ほどもあったんですが、クラウドファンディングを利用しまして市内の特産品といいますか、新たな商品を開発するということを行っていくということがございます。今後、総務課と産業振興課、それから、企画財政課、この3課で制度の統括、それから、そういった新たな商品の開発、それから、積極的な広報・広告といったところをうまくサイクルを回していけるようにいたしまして、寄附額の増加というところを目指していければというふうに考えております。

○寺岡委員長 はい、どうぞ。

○藤川委員 はい、ありがとうございます。

大竹市にたくさんのお金を集めてほしいと思えますが、市民からもちょっと声がありま

して、私も返礼品のサイトを見させていただきました。ゴルフボール、かなりの種類が多く出ていたんですけど、ゴルフクラブの種類や人気シャフトの種類も増やしてほしいという市民の声が上がっております。女性からの声は、女性クラブがないんじゃないかと考えてみてくれんかという声も上がっておりますので、ぜひお考えください。これで終わります。

予算書今度は52ページ、スマートフォン賃借料についてです。この項目、予算書の中に他になかったんです。これだけだったんですが、こちらのスマートフォンの使用方法をお願いします。

○寺岡委員長 企画係長。

○富田企画財政課課長補佐兼企画係長 藤川委員の御質問にお答えいたします。

スマートフォン賃借料というふうになっておりますけれども、この使用用途につきましてはスマホとして、電話として使うというものではなくて、本市が構成市の1つとなっております広島広域都市圏というものがございます。その中で圏域内の経済活動の活性化と住民の地域活動の活性化を目的とした共通ポイント制度としまして、広島広域都市圏ポイントというものを実施しております。こちらのほうをポイント発行するための発行端末としてスマホを使うということで、今回賃借料を上げさせていただいております。

○寺岡委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。私、大きく勘違いしておりました。ありがとうございます。

じゃあ、続いて予算書56ページ行きます。船名公募等記念品についてです。

先日の委員会で、船名の公募をすと言っていただきました。公募方法と時期が分かりましたら教えていただきたいのと、この予算の内訳をお願いします。

○寺岡委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 船名公募につきましては、現船の涼風につきまして、阿多田島汽船のほうで船名を募集されたというふうにお聞きしております。新船についても、利用者に親しみやすい船名を公募したいというふうを考えておるので、前回も説明させていただいたと思うんですが、募集方法につきましてはまだちょっと検討段階ということで、時期は造船会社のほうともいろいろお話をさせていただく中で、秋ぐらいには進めたいというふうを考えております。

募集につきましては、主に乗船された方とか市民の方に向けて発信したいとは思っているところなんですけども、記念品につきましてはどのぐらいの方が応募されるかちょっと分からないので、一応阿多田島汽船のほうで大体これぐらいというふうにお聞きしたりする中で、決めさせていただいています。できたら数千円程度ぐらいをイメージはしてはおるんですが、これも人数によって変わってくるかもしれないので、これはあくまでも今の想定ということで思っただけだと思います。

実際公募した段階で、また検討させていただければなというふうを考えているところでございます。ぜひ、委員も募集に参加していただけたらと思っていますので、よろしくお

願いたします。

○寺岡委員長 藤川委員。

○藤川委員 はい、参加します。よろしく願いたします。

ありがとうございました。次に、予算書57ページ、またすみませんフェリーの件です。今の涼風です。釣り堀のお客様や阿多田島の観光のお客様が増えて、季節や週末によると思うんですけど130人では乗れなかったということになって、涼風の定員数が130人から150人になりました。今、島民の方もたくさんの方に島に来ていただこうと努力をしています。

今回、新造船は150人の定員とありますが、増員の可能性はあるんですかね。

○寺岡委員長 課長。

○外谷自治振興課長 現船の涼風の定員増ですけども、これは2階の甲板の立ち席のところを救命胴衣とかも増やすということで、150名にさせていただいたところでございます。

前回もちょっと御説明させていただいたと思いますけども、新船につきましては、今の涼風と同程度の規模の船の建造を考えております。そのため、同規模の定員ということでさせていただいてまして、ここは造船会社のほうにもちょっとお伺いしたんですけど、やっぱりスペースの問題とかいろいろございますので、これ以上の増員はちょっと難しいんじゃないかというふうにお聞きしているところでございます。

そのため、今のお示ししている定員でやらさせていただこうということで御理解いただきたいと思います。

○藤川委員 ありがとうございます。いいです。

○寺岡委員長 ここで、議事進行を副委員長と交代いたします。

○藤川副委員長 他に質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 私もすみません、委員長ながら通告を出させていただいておりますし資料も準備していただきましたので、伺わせていただきます。

予算書いろいろな部分に散らばっています会計年度任用職員の雇用の件と、あとは職員研修も各款に散らばっていますが、取りまとめている総務のところ、この場面で聞かせていただこうと思います。

基本的に議場のほうでさせていただいた一括質疑、これとちょっと関わってくる細かな内容になるんですが、大体議場のやり取りで大きな流れというのは分かりました。市の考え方も大きなところは分かったんですが、やはり準備していただいた資料を拝見すると、会計年度任用職員についてまだ区別されているところがあると御説明いただいたんですが、まず、資料の15ページを見ると、任用期間の分布で10年以上関わって下さっている方が7名もいらっしゃる。相当なつわものじゃないかなというふうに思うんですが、場合によっては係長が逆に叱られるような、そういうシーンも見れるんじゃないかと思います。

一方で、1年未満の方も大勢いらっしゃる。以前の嘱託職員と臨時職員とのくくり、こういったところでいわゆる臨時職員と呼ばれていた皆さん方は、こういう短い部分というのもあったんじゃないかなというふうな想像・推察はさせていただきます。

それで、やはり10年という昔でいう総合計画のひとくりなわけですね。そして、市のほうにも随分な貢献をいただいて、お仕事ぶりでも影響力もお持ちなんじゃないかなというふうに思います。やはり議場で申し上げましたように、基本構想・基本計画あたりをやはりある程度ぐらからはしっかりと把握しておいていただきたいなという思いは引き続いて持っています。そして、その前の資料、13・14ページに職員研修の予定と実績を出していただいたんですけども、再任用職員も恐らく、これ法律関係が中心になっておるのかなというふうに思っています。自治総合研修センターですから、大竹市独自のことを学ぶ場面というのはなかなかないんだろうなというふうに読み取りました。

令和4年度、この研修費について職員研修事業として額面が大きく増えています。それから内容はすみませんこれでいいんですが、内部研修についてもうちちょっと対象を広げて、また、任用職員にも少しでも触れてもらえるような場面というのはつくれるんじゃないかなというふうに思ったんですけど、そのあたりをまず伺いたいと思います。

○藤川副委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず、研修費用です。これはまちづくり基本計画、これは令和3年度、令和4年度ということで、令和3年度は実績ということで令和4年度は予算ということになっております。これは、コロナ禍で旅費が減ったということで、予算的には昨年度と同様ということで御理解いただきたいと思います。

それから、会計年度任用職員の研修ということでございます。資料にもお示しをしましたけれども、市独自内部研修というのがございます。こちらでここにありますように接遇であるとか業務遂行能力向上であるとか、あとは大竹市の歴史であるとか各種制度とか、そういったところに希望を募って研修を受けてもらっています。今、日常業務というものも会計年度任用職員はありますので、それは時間を割いて研修に参加するという、なかなかちょっと時間も取りづらいのかなというふうな思いもあります。

こちらのちょっとPR不足というところもあるのかもしれませんが、引き続き研修について広くPRをして、できるだけ多くの会計年度任用職員に受講してもらえるような形で取り組んでいきたいというふうに思っています。

○藤川副委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 分かりました。

今の令和4年度の旅費が減ったというのが大きいというか、ほとんどそれだいうふうに解釈しましたが、それは発言通告をしている総括の部分で令和4年度中に中止になった場合、年度内で何とかするか、この辺につながっていくと思いますので、また、総括のときに若干触れながら話をさせていただけたらと思います。

じゃあ、資料15ページのほうの任用期間の分布のほうで、仕事をしていただきながら市のことについて触れたり学んだりする、自然に身につくところはあると思うんですが、特にこっちで何年以上関わる方はこれぐらいは知っててくださいねというふうなところはお考えではないというふうに、今の時点では思っておられるということでもいいですかね。

○藤川副委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 おっしゃるとおりなんですけれども、基本的

に会計年度任用職員ですが、任用年数が長くなれば当然担当業務に関する習熟度というのは増していくというふうに思います。ますます貴重な戦力というふうに考えているところですが、ただ、まちづくり基本構想であるとか基本計画、こういった習熟度についてこれを高める必要性ということは、ちょっと感じていないというふうなお答えでございます。以上です。

○藤川副委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 はい、方針は分かりました。いろいろ労務の関係とかでもあるんじゃないかなと思うのでいいんですが、せっかく大竹市の行政に関わっていただいて任用期間というふうにくらべていて、要は途中で市民に返られる方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。何年かしたら要は市役所を辞めると。そういう方は、今から一生懸命企画のほうでやっていかれる市民への普及ってところのリーダーシップを張って行ける卵たちが、今、会計年度任用職員としておってくださるのになというふうに思うんですね。機会のロスになるんじゃないかなというふうに。

ですので、そこら辺をせっかくのチャンス、大竹市にしてみれば知っていただくチャンスなんで、そこら辺をせっかくのものなので生かしたらいいのになというふうにすごくシンプルに思いました。一般の市民に戻られたときに、ゼロからやるよりよっぽど普及というのにはつながってくんじゃないかなと思いますので、チャンスがあればどどんな感じでいけるようなきっかけづくりはしていいんじゃないかなというふうに思います。まあ、考えてみてください。

また、総括につながるように宿題を私も今いただきましたので、そのときによろしくお願ひします。終わります。

○藤川副委員長 それでは、議事進行を委員長と交代いたします。

○寺岡委員長 1回目の質問ですが、他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 ないですね。

以上で、総務費1回目の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日はこの程度とし、明日15日に議事を継続したいと思います。

これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 御異議なしと見て、さよう決定いたしました。

明日15日は10時から第9款消防費の質疑から入り、本日継続途中であった総務費の2回目の質疑につなげていきたいと思ひます。御準備よろしくお願ひします。

本日はこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。

16時52分 閉会